

# 阿見町議会会議録

平成18年第4回定例会

(平成18年12月12日～12月22日)

阿見町議会

## 平成18年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(12月12日)	5
○出席、欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	6
○議事日程第1号	8
○開会・開議	10
・会議録署名議員の指名	10
・会期の決定	10
・諸般の報告	11
・議案第79号(上程、説明、質疑、委員会付託)	12
・議案第80号(上程、説明、質疑、委員会付託)	14
・議案第81号から議案第87号 (上程、説明、質疑、委員会付託)	15
・議案第88号から議案第94号 (上程、説明、質疑、委員会付託)	19
・議案第95号(上程、説明、質疑、委員会付託)	26
・議案第96号から議案第97号 (上程、説明、質疑、討論、採決)	32
・議案第98号(上程、説明、質疑、委員会付託)	34
○散会	35
◎第2号(12月13日)	37
○出席、欠席議員	37
○出席説明員及び会議書記	38

○議事日程第2号	39
○一般質問通告事項一覧	40
○開 議	41
・一般質問	41
藤井 孝幸	41
細田 正幸	54
浅野 栄子	61
石井 早苗	69
○散 会	77
◎第3号（12月14日）	79
○出席、欠席議員	79
○出席説明員及び会議書記	80
○議事日程第3号	82
○一般質問通告事項一覧	83
○開 議	84
・一般質問	84
難波千香子	84
柴原 成一	97
倉持 松雄	101
荻島 光明	108
・休会の件	122
○散 会	122
◎第4号（12月22日）	123
○出席、欠席議員	123
○出席説明員及び会議書記	124

○議事日程第4号	126
○開 議	128
・ 諸般の報告	129
・ 議案第79号（委員長報告、討論、採決）	129
・ 議案第80号（委員長報告、討論、採決）	131
・ 議案第81号から議案第87号 （委員長報告、討論、採決）	132
・ 議案第88号から議案第94号 （委員長報告、討論、採決）	137
・ 議案第95号（委員長報告、討論、採決）	145
・ 議案第98号（委員長報告、討論、採決）	149
・ 議会運営委員会並びに常任委員会の 閉会中における所管事務調査について	154
○閉 会	156

# 第 4 回 定例会

阿見町告示第104号

平成18年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年12月5日

阿見町長 川 田 弘 二

1. 期 日 平成18年12月12日
2. 場 所 阿見町議会議場

## 平成18年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	12月12日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	12月13日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
第3日	12月14日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
第4日	12月15日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務（議案審査）</li> </ul>
			午後2時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生教育（議案審査）</li> </ul>
第5日	12月16日	(土)	休 会		
第6日	12月17日	(日)	休 会		
第7日	12月18日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業建設（議案審査）</li> </ul>

第8日	12月19日	(火)	休 会		・ 議案調査
第9日	12月20日	(水)	休 会		・ 議案調査
第10日	12月21日	(木)	休 会		・ 議案調査
第11日	12月22日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長報告</li> <li>・ 討論</li> <li>・ 採決</li> <li>・ 閉会</li> </ul>

第 1 号

[ 12 月 12 日 ]

# 平成18年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成18年12月12日（第1日）

## ○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
17番	櫛田	豊	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員           なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川	田	弘	二	君						
助	役	大	崎		誠	君						
教	育	長	大	崎	治	美	君					
消	防	長	木	鉛		章	君					
町	長	公	室	長	糸	賀	富士	夫	君			
総	務	部	長	石	井	定	夫	君				
民	生	部	長	瀬	尾	房	雄	君				
経	済	建	設	部	長	臼	田	計	律	君		
都	市	開	発	部	長	渡	辺	清	一	君		
教	育	次	長	大	竹	利	一	君				
消	防	次	長	兼	消	防	課	長	大	津	力	君
総	務	課	長	湯	原	恒	夫	君				
企	画	課	長	坪	田	匡	弘	君				
財	政	課	長	松	本	功	志	君				
国	保	年	金	課	長	野	口	静	男	君		
経	済	課	長	黒	井		寛	君				
環	境	課	長	菅	谷	幹	夫	君				
下	水	道	課	長	古	徳	真	二	君			
水	道	事	務	所	長	横	田	充	新	君		
生	涯	学	習	課	長	宮	本	寛	則	君		
中	央	公	民	館	長	北	澤	正	一	君		

○議会事務局出席者

事 務 局 長 栗 原 繁 樹  
書 記 山 崎 貴 之

## 平成18年第4回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

平成18年12月12日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第79号 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第80号 阿見町個人情報保護条例の制定について
- 日程第6 議案第81号 阿見町情報公開条例の一部改正について  
議案第82号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第83号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について  
議案第84号 阿見町公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正について  
議案第85号 阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について  
議案第86号 阿見町農業集落排水施設事業受益者分担金に関する条例の一部改正について  
議案第87号 阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第88号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号）  
議案第89号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第90号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補

正予算（第3号）

議案第91号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計  
補正予算（第3号）

議案第92号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計  
補正予算（第3号）

議案第93号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算  
（第3号）

議案第94号 平成18年度水道事業会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第95号 18国補下1-6・18単下1-3荒川本郷地  
区調整池築造合併工事請負契約について

日程第9 議案第96号 牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について

議案第97号 龍ヶ崎地方衛生組合規約の変更について

日程第10 議案第98号 茨城県後期高齢者医療広域連合の設置について

午前10時00分開会・開議

○議長（久保谷実君） 定刻になりましたので、ただいまから、平成18年第4回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了解をお願いします。

これより議事に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷実君） 日程第1，会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

7番 石井早苗君

8番 藤井孝幸君

を指名いたします。

---

会期の決定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第2，会期の決定の件を議題にします。

本件については、去る12月5日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長岡崎明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長岡崎明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（岡崎明君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成18年第4回定例会につきまして、去る12月5日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は7名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から22日までの11日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月13日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、12月14日は同じく10時から本会議で一般質問、4名。

4日目、12月15日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、12月18日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から10日目までは休会で議案調査。

11日目、12月22日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷実君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月22日までの11日間といたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの11日間と決定しました。

---

諸般の報告

○議長（久保谷実君） 次に日程第3，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。今定例会に提出されました案件は，町長提出議案第79号から議案第98号の20件です。

次に，本日までに受理した陳情等は，阿見町区長会からの要望書1件です。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，監査委員から平成18年8月分から10月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので，報告いたします。

次に，本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は，お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に，閉会中における委員会，協議会等の活動状況はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，平成18年度普通建設等事業進捗状況・契約状況については，11月30日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で，諸般の報告を終わります。

---

#### 議案第79号 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定 について

○議長（久保谷実君） 次に日程第4，議案第79号，阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 本日は，平成18年第4回定例会を招集しましたところ，議員各位には公私ともに御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして，ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります。議案第79号、阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、町情報公開条例及び町個人情報保護条例それぞれに規定している審査会設置根拠を一本化し、新たに阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例として新規制定するものであります。情報公開条例及び個人情報保護条例による決定に対する不服申し立ての審議等については、情報公開制度に関しては情報公開審査会が、個人情報保護制度に関しては個人情報保護審査会がそれぞれの権限に基づき行っているところであります。両審査会における審議は、共通の審査課題を有していることから、両制度を踏まえた検討が必要不可欠であり、統合により審査の充実や運営の効率化が図られる点などを勘案した結果、両審査会を統合し、阿見町情報公開・個人情報保護審査会とするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議におい

て審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第80号 阿見町個人情報保護条例の制定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第5、議案第80号、阿見町個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第80号、阿見町個人情報保護条例制定について提案理由を申し上げます。

平成15年法律第81号の地方自治法の一部を改正する法律の施行により指定管理者制度が新設されたこと及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成17年4月1日に施行され、国の行政機関にかかわる個人情報保護法制が充実・強化されたことを踏まえ、当町においても、社会情勢の変化と実情に応じた適切な個人情報保護制度とするため、町個人情報保護条例の全部を改正するものであります。

具体的には、個人情報の適正な取得、利用、提供等の取り扱いに関する規範の実効性を担保するため、許容限度を超えた個人情報の目的外での利用または外部提供が行われている場合や、個人情報の取得が適正な方法で行われなかった場合に、開示を受けた者が自己情報の利用の停止、消去または提供の停止の請求を行うことを認めていく必要があります。国の行政機関法においても、この利用停止請求権に関する規定が整備されたことから、町個人情報保護条例においても、同様の規定を整備するものであります。

また、冒頭申し上げましたとおり、地方自治法の改正により、指定管理者制度が新設されたことから、本町において当該制度を導入した場合における指定管理者が管理する公の施設に関する個人情報について、その適正

な取り扱いを義務づけるとともに、当該個人情報の開示請求を行えるよう規定するものであり、指定管理者制度への移行前と比較して、開示請求の対象となる公文書の範囲が狭まることのないよう、制度導入後の請求者の要請にこたえていくための環境の整備を図るものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第81号 阿見町情報公開条例の一部改正について

議案第82号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第83号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第84号 阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条

例の一部改正について

議案第85号 阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について

議案第86号 阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について

議案第87号 阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷実君） 次に日程第6，議案第81号，阿見町情報公開条例の一部改正について，議案第82号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第83号，阿見町手数料徴収条例の一部改正について，議案第84号，阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正について，議案第85号，阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について，議案第86号，阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について，議案第87号，阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について，以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第81号から第87号までの条例改正について申し上げます。

まず，議案第81号，阿見町情報公開条例の一部改正についてであります。本案は，地方自治法の一部改正による指定管理者制度の新設に伴い，本町において当該制度を導入した場合における指定管理者が管理する公の施設に関する文書について，公開請求を行えるよう規定するものであり，指定管理者制度への移行前と比較して，公開請求の対象となる公文書の範囲が狭まることがないように，制度導入後の請求者の要請にこたえていくための

環境の整備を図るものであります。そのほか全般的な用字・用語の見直しを行い、より適切かつ具体的な表現となるよう改正するものであります。

次に、議案第82号について申し上げます。本案は、非常勤特別職の報酬及び費用弁償についての一部改正であります。

改正内容としましては、介護保険運営協議会の委員を別表第1に加えるものであります。介護保険運営協議会とは、介護保険法第117条に規定されている市町村介護保険事業計画の策定及び進行管理などに関し審議検討を行うための委員会であります。

なお、委員会の委員については、議会代表者、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者などを構成員として15名以内を予定しております。

次に、議案第83号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について申し上げます。本案は、町手数料徴収条例における解釈・運用の統一を図るため、全体的な規定の見直しを図るとともに、別表第1に定める手数料を徴収する事務について、根拠法令ごとに区分し、より見やすいものとするものであります。また、住民票の交付手数料につきましては、その発行枚数に応じて300円を加算しているところではありますが、戸籍謄本等におきましては、発行枚数によらず固定徴収としていることを踏まえ、住民票についても同様に1世帯につき300円の固定徴収とし、住民サービスの向上を図るものであります。

次に、議案第84号、阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正についてであります。本案は中央公民館、君原公民館及びかすみ公民館の各室の使用時間を細分化することにより、より多くの各種団体等の有効利用を促進するため、その使用時間等を定めた「別表第2」を改正するものであります。

次に、議案第85号、阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてであります。本案につきましても、議案第84号と同じく、本郷ふれあいセンター及び舟島ふれあいセンターの各室の使用時間を細分

化することにより各種団体等の有効利用を促進するため、その使用時間等を定めた「別表第2」を改正するものであります。

次に、議案第86号、阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について及び議案第87号、阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、関連しておりますので、一括して申し上げます。

各案は、実穀上長地区農業集落排水事業が、新規採択を受け、本年度から事業が開始されたことにより、新たに事業費にかかわる受益者分担金の徴収業務が発生するため、事業地区の名称、区域をさらに農業集落排水施設の設置及び管理について、その名称、位置及び区域を別表に新たに加える必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第81号から議案第87号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第88号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第89号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第90号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第91号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第92号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第94号 平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（久保谷実君） 次に日程第7，議案第88号，平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号），議案第89号，平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号），議案第90号，平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号），議案第91号，平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号），議案第92号，平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号），議案第93号，平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号），議案第94号，平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号），以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第88号から第94号までの補正予算案について提案理由を申し上げます。

まず、議案第88号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に371万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ127億5,335万4,000円とするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正について、歳入からその主なものを申し上げます。

第15款、国庫支出金では、身体障害児補装具給付費負担金を増額、第16款、県支出金では、身体障害児補装具給付費負担金及び国民健康保険事業負担金の保険基盤安定負担金を増額。

第19款、繰入金では、財源を調整するため、財政調整基金繰入金を減額。

第21款、諸収入では、コミュニティ事業助成金を増額するものであります。

次に、3ページからの歳出について申し上げます。

第2款、総務費では、一般管理費で特別職給与関係経費を減額する一方、財産管理費で備品購入費を増額。

第3款、民生費では、障害者福祉費で身体障害児補装具給付事業を増額するほか、障害者地域生活支援事業において、移動支援事業委託料、日中一時支援事業委託料等を新規計上するものであります。

第4款、衛生費では、公害対策費で、水質等公害検査委託料を増額。

第5款、農林水産業費では、農業振興費で、いばらき農業元気アップチャレンジ事業補助金を新規計上するほか、買ってもらえる米づくり産地育成支援事業補助金を増額するものであります。

第7款、土木費では、都市計画総務費で事業費の確定に伴い、地図作成委託料を減額する一方、土地区画整理費で中郷土地区画整理事業における道路工事を増額。

第8款、消費費では、常備消防費で職員給与関係経費を減額。

第9款、教育費では、文化事業で地域社会活動を支援するためのコミュニティ事業補助金を増額する一方、体育施設費で事業費の確定に伴い、総合運動公園の施設管理委託料を減額するものであります。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正について申し上げます。

維持管理委託料、業務委託料、電算システムなどの業務等は、平成19年4月からスムーズに進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、議案第89号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に2,257万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ42億6,038万8,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、平成17年度事業実績確定により退職被保険者等療養給付費交付金過年度分を増額するものであります。歳出では、一般被保険者高額療養費及び平成17年度療養給付費等国庫負担金の実績精算に伴う返還金を増額するものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、電算システムほか1件について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第90号、公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に313万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億6,949万6,000円とするものであります。

その主な内容としましては、一般管理費で、納税額の確定に伴い、消費税を増額するもので、その財源として前年度繰越金を増額するものであります。

3ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、維持管理委託料ほか3件について、期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、議案第91号、土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から6万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ12億914万2,000円とするものであります。

その主な内容としましては、職員給与関係経費における一般職退職手当負担金を減額するもので、あわせて財源である不動産売払収入及び一般会計繰入金を減額するものであります。そのほか、本郷第一土地区画整理事業における保留地販売の促進強化を図るため、委託料の増額などを計上するものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、警備委託料について期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第92号、農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から2万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億3,909万1,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費における一般職退職手当負担金を減額するもので、あわせて財源である一般会計繰入金を減額するものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、維持管理委託料ほか1件について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第93号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,173万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億319万円とするものであります。その主な内容としましては、歳入では保険給付費の増に伴い国・県支出金及び支払基金交付金並びに一般会計繰入金の法定負担分を増額するほか、地域支援事業費の減に伴い、国・県支出金及び支払基金交付金並びに一般会計繰入金の法定負担分の減額を行うものであります。

歳出では、介護予防サービス給付費及び高額介護サービス費を増額する一方、地域支援事業費における介護予防特定高齢者施策事業費を減額するものであります。

4ページの第2表、債務負担行為につきましては、電算システムについて、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第94号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ30万5,000円を減額するものであります。

その内容としましては、職員手当及び法定福利費を減額するものであります。

第7条の債務負担行為につきましては、配水場施設運転管理業務ほか17件について、期間と限度額を設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） 一般会計補正予算の5ページの債務負担行為についてお尋ねいたします。

先ほど町長も、契約を3月までにして来年度の事業をスムーズにということなんですけれども、将来に町が債務を負担するという行為ですが、維持管理委託料が平成19年度ということで、4,259万9,000円ですか、この中身と、あと、電算システムが19年度から25年度という、これは7年間の債務負担行為になるんですけれども、これはちょっと長いような気がしま

すけれどもどうなんでしょうか。そういう点，2点ほどお尋ねいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） それではお答えいたします。

維持管理委託料につきましては，件数的には35件ほどあります。中身につきましては，電気保安委託料，それから施設管理委託料，それから水質検査委託料，浄化槽維持管理委託料というような委託料になります。

次の電算システム委託料になりますが，内容につきましては，企画課の方で情報調整ネットワーク運営事業，それから同じくその使賃料と委託料の債務負担行為になります。

今の質問の中で，期間が長いのではないかとということですが，通常，契約につきましては5年間ということで町が契約しておりますので，そういう支出もっております。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） 13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） いや，この期間は7年間になっているからという話をしたんです。

あと，これは19年度の4,259万9,000円，今後3月までに契約をするわけですけれども，この金額がそのまま大体維持管理委託料で出てくるのか，昨年度と比べたら少しぐらいは委託料の経費の削減を図れるのか，その点，目安でいいんですけれども，どのような考えをもって取り組んでいるのか，その点をお尋ねいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） 失礼いたしました。

電算システムにつきましては，5年間ではなくて7年間ということで訂正いたします。

維持管理委託料の契約につきましては、債務負担行為として4,259万9,000円ほど上げております。17年度の実績で申しますと、予算額の約11.6%の契約差金ということになります。ですから、19年度におきましても、約12%ぐらいの削減ができるかと思えます。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） 13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） 総務部長にはまた悪いんですけども、昨年度あたりの電算システムは18年から23年度で6年間の債務負担行為にしているんですね。要するに債務負担行為もばらばらということなのかな。そのものによって5年とか6年とか7年という、昨年度の12月の補正によって債務負担行為がなされているので、そういう面でやっぱり契約期間というのはばらばらという感じ、その項目によって違うという感じが受けられますけれども、その点は。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長公室長糸賀富士夫君。

○町長公室長（糸賀富士夫君） ただいまの質問にお答えします。

機器によって期間の設定を変えておりますので、それで期間を決定するという形をとっております。

以上です。

○13番（天田富司男君） わかりました。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第88号から議案第94号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第95号 18国補下1-6・18単下1-3 荒川本郷地区  
調整池築造合併工事請負契約について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第8、議案第95号、18国補下1-6・18単下1-3 荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約についてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第95号、18国補下、これはちょっとわかりにくいのですが、下水道の下の省略です。1-6・18単下1-3 荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約について申し上げます。

本工事は、第1期施工区9.4ヘクタールの調整池のうち、1.4ヘクタールを整備するもので、堤体安定処理、堤体盛土、法面保護、放流塔の築造、放流管渠敷設を行う予定であります。地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付いたしました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお本案については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） 議案第95号について、これを読むと間違っちゃうとしようがないので、読まないで、95号について。これは、入札はどういう制度でやったのか、そして、前は業者があつて予定価格等も書いてあつて、業者も書いてあつてという、そういう資料もつけてくれたと思うんですけども、今回つけてないということなんですけれども、そういう点で、内容等がどういう、何社が入ってどうなったものか、入札制度はどうなっているのかというのがわからないわけですから、その点内容を説明していただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。助役大崎誠君。

○助役（大崎誠君） お答えいたします。

一応この工事につきましては、工事費が1億円以上ということで、条件付一般競争入札という形で実施しております。参加業者につきましては11社の参加がありまして、入札によって、この松尾建設株式会社が落札という形になっております。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） 13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） 助役、もう前にきちんとした形で業者名を入れて、入札価格と予定価格、それから成約率とみんな前に出してあつたんだから、ここにもやっぱりつけて出すべきだと思うんです。その方が親切だし、そうすると何%で落札したんだとか、そういうのがわかるわけだから、これは後でもいいですから皆さんにそれだけつけてください。そのことを要求しておきたいと思います。

いいでしょうか。お願いします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） お答えいたします。

今の天田議員から要望のありました入札の結果につきましては、至急提出したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（久保谷実君） 13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） よろしくお願いします。

以上です。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑はありませんか。

22番岡崎明君。

○22番（岡崎明君） 落札率については何%だったのか、ちょっと伺いたいのですが。

今、最近、談合列島だと、そういうようなことがテレビ等でも取り上げられておりますし、非常に入札の問題については、国にしても、県にしても、市町村にしても頭の痛い問題だろうと思うんです。そういう中で、やはりこの談合の解決策というのは、一般競争入札、これが入札制度としては一番いいんじゃないかということ言われているわけですが、私もそのように思うんですが、ただそこで条件付きということになると、問題はこの条件になってくるんですが、例えば龍ヶ崎土木事務所管内というような条件をつけますと、これは建設会社の人は親の代からずうっとつき合いがあるわけですね。ですから私ら素人からすると、指名競争入札より、例えばの話ですが、一般競争入札で一応は格好よく打ち出していますけれども、問題はその条件、例えば龍ヶ崎土木事務所管内なんていうことになると、落札したい業者が仲間を集めるんじゃないか。そういう懸念があるわけです。ですから、さきの廻戸の公園の入札のときも、当時助役は総務部長だったんですが、一般競争入札でもって競争性が上がったというような答弁

をされていたことを私は覚えているんですけども、決して競争性は上がらない。実際問題として今、談合云々されている問題については、大体落札率は95%、そこらの落札率だとほとんど談合というような見方をされています。例えば宮城県とか長野県、知事がかわりましたからどういうふうになるか注目しているところなんですけど、平均で75%前後の落札率、長野とか宮城ですね。ですから、そういう面を見ますと、入札制度はもっともっと検討していかなくちゃならないんじゃないかなと思うんですけども、それらについて今、町長の御所見を伺いたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 現在、いろんな形で談合の問題が社会的な関心の的になっているわけではありますが、この件については、特に金額が大きい工事については基本的に一般競争入札という形でやっております。ただ、現在の予定価格について、予定価格の公表という方式になっていますので、その辺のところはなかなか、仕事を希望する立場でも、自分たちの仕事の努力の範囲でできるだけ収益を上げようとする考え方がある。そういう中での競争入札ですので、どうしてもそういう点での難しさがあるということです。

それで、現実の問題として、なかなか本来、落札率ほどの辺が妥当なのかという点については非常に難しい点があるわけです。工事の性格によっても、それからまた工事現場の状況等によっても違う、そういう中でのことですので、基本的にはやっぱり現在の状況の中でできるだけ適正な指名をし、その中で業者との信頼関係の中で適正な入札が行われる、非常に一般的な言い方になりますが、そういうことになってしまうのです。それで、ただ実態としては、これは余り表に出しては言えないことですが、どうしても落札率が高くなるというのは一般的な傾向でありますので、や

っぱり、予定価格の設定の段階で、かなりの切り込みをやるという形での対応をせざるを得ないという形で対応しているのが今の実態です。

○議長（久保谷実君） 何%かについては。

助役大崎誠君。

○助役（大崎誠君） 落札率につきましては、96.47でございます。

○議長（久保谷実君） 22番岡崎明君。

○22番（岡崎明君） 非常に高い落札率でありまして、ちょっと懸念せざるを得ないわけなんです。一連の談合問題で、知事が逮捕されたり、市長が逮捕されたり、いろいろな事件が起こっておりますけれども、そういう中で、例えば県議会、市議会、議会のチェック機能がさっぱり働いていない、そういうことも言われているわけです。でありますからして、我々阿見町議会としてもやはりきちっとチェック機能を果たしていかなくちゃならん、このように思っているわけですが、そうは言っても、なかなか談合等の問題についてチェックしようとしても実際は難しい問題ですし、それ以前の問題としてやはり執行部としてもその談合というものを悪いという認識のもとに、やっぱり適正な入札制度、入札を実施していただくようお願いいたしまして、質問は終わります。

答弁は結構です。よろしくお願いします。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑はありませんか。

2番柴原成一君。

○2番（柴原成一君） この工事の内容についてですが、この区域から乙戸川に至る都市下水道が現況あるのですが、これの整備の将来計画についてお尋ねしたいと思います。というのは、大西解体さんが隣接にありまして、高く積み重ねた材木等がこの下水路にたびたび落ちていくというケースも見ております。この区域全体を整備するというのはわかりますけれども、早急に乙戸川へのその間を整備していただきたいと思っておりますので、ちょっと計画についてお尋ねしたいと思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君） お答えします。

この今回整備をする箇所から乙戸川につながる排水路の整備についてはどう考えているのかということですが、御存じかと思いますが、ここを圏央道のアクセス道路で阿見小池線というのが計画されております。その辺の進捗も合わせて考えなければなりません。その辺がはっきりするまでの間、暫定で一応整備して放流するという考え方でおります。

○議長（久保谷実君） 2番柴原成一君。

○2番（柴原成一君） わかりました。ただ、現在どういう状況になっているかをちょっと確認していただきたいと思いますので。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君） 現況は、三面水路で1.5という断面での水路になっております。

○議長（久保谷実君） 2番柴原成一君。

○2番（柴原成一君） 済みません、言い間違いました。現在の現況をどうなっているのか、きちっと管理をしていただきたいということです。

○議長（久保谷実君） 2番柴原成一君。

○2番（柴原成一君） 言葉が足りませんで済みません。現在、きちんと機能しているかどうかを見ていただきたいということです。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君） ちゃんと機能はしております。水路としての機能はしている、つまり三面水路で整備されているので、その機能は十分果たしているということで……。

○議長（久保谷実君） 2番柴原成一君。

○2番（柴原成一君） 先ほど言いましたように、大西解体さんから材木が流れてきて、それが堤防の役割をしてその排水がほかの田んぼに流れていく、雨水が、ことしの夏は、秋は、全部田んぼに流れたんです。だからそういう状況をチェックして管理してくださいということを言っておるんです。それだけです。

○議長（久保谷実君） 都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君） 議員言われるとおりのようにしていきたいと思います。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第95号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第96号 牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について

議案第97号 龍ヶ崎地方衛生組合規約の変更について

○議長（久保谷実君） 次に日程第9、議案第96号、牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について、議案第97号、龍ヶ崎地方衛生組合規約の変更について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第96号，牛久市・阿見町斎場組合理約の変更について，及び議案第97号，龍ヶ崎地方衛生組合理約の変更について一括で申し上げます。

各案は，地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され，平成19年4月1日より施行されることに伴い，必要な改正を行うものであります。

改正の内容としましては，改正法が施行される平成19年4月1日より収入役制度が廃止され，新たに会計管理者が設置されること，及び吏員制度が廃止されることに伴い，関係条項の整理をするものであり，地方自治法第290条の規定に基づき提案するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で，提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第96号から議案第97号の2件については，会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第96号から議案第97号の2件については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第96号から議案第97号の2件については、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第98号 茨城県後期高齢者医療広域連合の設置について

○議長（久保谷実君） 次に日程第10、議案第98号、茨城県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第98号 茨城県後期高齢者医療広域連合の設置について、提案理由を申し上げます。

本案は、18年6月に公布された高齢者の医療の確保に関する法律によって、75歳以上の後期高齢者について、新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月に創設されることになりました。今後、この75歳以上の後期高齢者の医療の事務を処理し、新しい医療保険制度を円滑に実施するためには、高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、県内のすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を設立することが義務づけられております。なお、設立に当たりましては、加入する市町村議会での同意が必要であるため提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきます

ようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第98号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（久保谷実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時02分散会

第 2 号

[ 12 月 13 日 ]

# 平成18年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成18年12月13日（第2日）

## ○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
17番	櫛田	豊	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川	田	弘	二	君					
助	役	大	崎		誠	君					
教	育	長	大	崎	治	美	君				
消	防	長	木	鉛		章	君				
町	長	公	室	長	糸	賀	富	士	夫	君	
総	務	部	長	石	井	定	夫	君			
民	生	部	長	瀬	尾	房	雄	君			
経	済	建	設	部	長	臼	田	計	律	君	
都	市	開	発	部	長	渡	辺	清	一	君	
教	育	次	長	大	竹	利	一	君			
総	務	課	長	湯	原	恒	夫	君			
企	画	課	長	坪	田	匡	弘	君			
財	政	課	長	松	本	功	志	君			
社	会	福	祉	課	長	飯	野	利	明	君	
児	童	福	祉	課	長	大	越	智	恵	子	君
建	設	課	長	大	野	利	明	君			
学	校	教	育	課	長	大	塚	康	夫	君	
学	校	指	導	室	長	石	井	直	人	君	

○議会事務局出席者

事	務	局	長	栗	原	繁	樹
書		記		山	崎	貴	之

平成18年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成18年12月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成18年第4回定例会

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 藤井 孝幸	1. 阿見町迷惑（危険）防止条例制定について	町 長
2. 細田 正幸	1. 阿見町非核平和宣言と中学生の広島平和記念式典への参加について 2. 特別養護老人ホーム建設計画と選定について	教 育 長 町 長
3. 浅野 栄子	1. 南平台保育所の民営化計画について 2. 放課後児童クラブの態勢時間と運営について	町 長
4. 石井 早苗	1. 行政一般職の女性管理職登用について	町 長

## 10時00分開議

○議長（久保谷実君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

### 一般質問

○議長（久保谷実君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を2回いたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔8番藤井孝幸君登壇〕

○8番（藤井孝幸君） おはようございます。通告に従い質問をいたします。

私の質問の要旨は、特定の個人または団体の不作為、つまり個人・団体が当然やるべきことをやらないで地域住民に対し、危険・不安・迷惑を与えている現場がある場合、町としてのとるべき対応についてお尋ねをいたします。

阿見町内には、土地の管理者または工事施工者の行為が、地域住民に多大な危険、不安、迷惑を及ぼしている状況に対し、住民が数度にわたり役場関係課に電話をしたり、直接訪問したりして窮状を訴え、何とか改善してほしい旨お話をしても一向に改善されず、野放しの状態になっている現場があります。

例えば歩道のど真ん中に電柱が立っている。2番目に、敷地内の樹木に、木、草が茂り、町道との境界を越えて歩行者が歩道を歩けない状態。3番目に、空き地に草木が茂り、冬になると枯れて隣接する人たちに火災の危険性、不安を感じる土地、それから無人の古い家屋が子供たちの遊び場となり、たばこの吸い殻が見られたりたき火の跡がある、また台風によりたびたび樹木が倒れ、道路をふさぐというような状況がございまして、本来土地の管理者が当然管理しなければならないのに、管理責任を果たさず、地域住民に危険・不安・迷惑をかけている現状からして、町としてどうすればよいかを積極的に検討すべきだと思います。町民の生命・財産を守るべき責務を有する執行部のお考えをお伺いいたします。

そこで、第1の質問です。個人あるいは特定の団体の不作為により地域住民が危険・不安・迷惑をこうむっている場合、迷惑をかけている側の個人または団体の権利が優先するのか、公共の福祉を求める地域住民の権利が優先するのか、私は当然地域住民の権利、広い意味での公共の福祉を優先すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、一般質問の通告書に添付した現場の写真のような場合、行政としてどのように対応すべきか、また、過去どのように対応してきたかをお尋ねいたします。

添付した写真、まず①、②、③という写真を添付しております。①は町道で樹木が生い茂り過ぎて、歩道をふさいでおるという現状です。2番目、3番目は、電柱が県道と町道の真ん中、歩道の真ん中に立っております。こういうのはほんの1例にすぎません。ほかにもこのような現場がございまして。例えば武器学校の前から土浦に向かう125号線の歩道の中央に工作物が設置され、三高生または霞ヶ浦高校生は、でこぼこの歩道に、しかも歩道の真ん中に工作物が立っているのを避けながら自転車または徒歩で通学しているわけです。高校生だから余り危険を感じていないかもしれませんが、本来あるべき姿ではないと思います。

次の現場の写真、これはけさほどあれしたのですけれども、この写真は質問書に添付した①、②、③の写真に小学生が下校している写真を追加したものであります。この写真でおわかりいただけると思うんですけれども、樹木が歩道を占有して、歩道を歩けなくて、小学生が下校するとき車道を歩かざるを得ないという写真でございます。しかも、危険な、車と対面するものですから、車が中央をオーバーして子供を避けて通っている状態です。このような写真でおわかりいただけますが、大変下校する小中学生は危険な思いをしながら家路を急いでおるとというのが現状でございます。

私はしばらく下校時にこの道路を観察をしてみました。低学年、小学校1、2年か3年ぐらいですか、の子供たちは「人は右、車は左」の道交法を遵守して、危険と思いつつも家路を目指しているわけですが、高学年または中学生になりますと、右側はこういう状態を通れないので、左側を通行して帰っております。小学校の先生にこのような状況があれば「人は右、車は左」の原則を曲げて、左側歩道を歩きなさいと指導せざるを得ないのではないのでしょうか。これは決して正しいとは思いません。そんな指導をする前に、歩道を不法に占有している樹木を切らせるのが行政としてやるべきことではないのでしょうか。

また、空き地の管理にしてもしかりです。草木を切らず、伸ばし放題で冬を迎え、これが枯れ草となり隣接する住民から伐採するように言われても知らぬふり。また土地の管理者がだれであるか地域の方々にはわからない場合がございます、そのときには役場に電話をし、役場の担当課が土地の管理者に通告書、草を刈ってくださいというような手紙を出す。それでも土地の管理者は知らぬふり。何度通告しても一向に応じない。挙げ句の果ては、役場職員が勤務の合間に伐採に行く。これがあるべき姿なのでしょうか、甚だ疑問でございます。これが事実であれば、役場の職員だって、職務命令とはいえ、何でおれたちがこの他人の土地の草を刈らなければならぬんだと思いつつも作業をしているのではないかと推察をいたします。

地域の方々は、不安を抱えながら冬を過ごす、このような状態が果たして許されているのでしょうか。私はこのような状態は許してはならないと思います。これは憲法12条の言う、国民は、憲法が保障する自由と権利はこれを乱用してはならない。常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うというふうに明示をされております。公共の福祉については、この憲法12条を基本としてあらゆる人権に関する法律は定められているわけです。この公共の福祉が妨げられている場合の行政の対応はどうあるべきか、過去どのように対応してきたかお尋ねをいたします。

3番目の質問です。今まで述べてきた現状の場合、どうすれば地域住民の危険・不安・迷惑を防止・予防できるかであります。私はあらゆる法律を研究し、法律が適用できないのであれば、強制力、つまり実効性が担保される条例を制定すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

地方自治法第14条2項には、条例で義務を課し権利を制限することは可能であるというふうに明記しております。さらに、罰則を設けることもできるわけです。まあ、このようなトラブルは話し合いで解決することが一番いい方法ですが、どこかの国のように話し合いだけでは解決しない人も現実にあると思います。そのような人にどう対処するかは、行政側の努力、熱意で解決しなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

危険・迷惑・不安を感じている町民のために、これがたとえ少数の地域住民であっても、改善に向け、執行部は努力すべきだと思います。

ここで法律の適用について簡単に触れてみたいと思います。さきに述べました空き地の枯れ草の問題ですが、これは消防法第3条、もしくは第5条の3に、消防長、まあ、消防本部が設置されていないところには市町村長というふうになっていますが、消防長、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができると書かれております。その第3項に、措置を命ずることかできるというその内容の1つに、危険物または放置さ

れ、もしくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去を命ずる、除去しなさいと命ずることができると書いてあります。この条文を適用し、命令することもできるようにも私は解釈できます。また、そういう消防法で言う命令を履行しない場合は、行政代執行法の定めによるところに従い、当該消防職員、または第三者にその措置をとらせることができるというふうにも書いております。そして、38条以降に、命令を履行しない者に対しては罰則も細かく定められています。消防法で私が挙げた例の空き地の枯れ草の場合に適用できるかどうかは私も定かではありませんが、できないのであればこそ、条例を制定すべきだと私は思います。

また、道路を不法に樹木が占有し、交通を妨げている場合は、道路交通法でも対処できるのではないかと考えます。また、電柱が歩道の真ん中に立てられ、交通を妨害し、通勤・通学の人たちを危険にさらしている件は、道路交通法で道路における禁止行為、これは第76条ですけれども、その76条4項7号に、こういう危険物、公安委員会が道路における交通の危険を生じさせ、または著しく交通の妨害となるおそれがあると認める場合、そのような工作物は設置禁止となっております。禁止行為に違反した場合は、当然その10項の担保となる罰則も定められております。もちろん法律が条例よりも上位にあり、法律が優先することは十分私も承知しております。しかし、執行部は、今まで町民から苦情があった迷惑・危険行為を道交法または消防法の適用で対応しなかったのは、その適用に無理があると判断したために、強制力を伴わない催告・通告のみで済ませざるを得なかったのかというふうに私は考えまして、今回この条例制定を提案するに至ったわけでございます。

あらゆる法律を駆使しても対処できない場合は、地域住民の苦痛を救える道は、強制力を持った条例制定しか道はないと思いますが、いかがでしょうか。法律ではカバーできない地域の特性にかんがみて、地方自治体に条例制定権を認めているゆえんはここにあるのです。

以上、3つの質問をいたしました。関係者は関係法令を十分研究し、町民が危険・不安・迷惑をしている現状を把握し、一日でも早い解決を願うものであります。しつこいようですが、上位の法律が適用できないのであれば、議会とともに危険・迷惑防止条例の制定に前向きに取り組もうではありませんか。全国でもこの種条例の制定は少ないのですが、静岡県三島市が「快適な空間の保全等」という条例を制定しております。空き地に草木が生えているんだったらどうしなさいというようなことを制定しております。これも不十分なところはありますが、参考にしてはいかがでしょうか。町民のために執行部は考えてみていただきたいと思います。ここで他市町村の横並びを考えるのではなく、阿見町独自でも実行するという気概をもってやれば、必ずできると私は確信をいたします。これで私のこの場での質問は終わります。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 藤井議員の質問にお答えします。

まず最初の1点目の地域住民が個人または団体の不作為により危険・不安・迷惑をこうむっている場合、個人または団体の権利を優先すべきか、地域住民の権利、公共の福祉を優先すべきかという点につきましては、一概に言うことはなかなか難しい点もありますけれども、原則として、また基本的な考え方としては、地域住民の権利、公共の福祉が優先すべきものとする点は当然であります。

次に、2点目の個人または団体の不作為により地域住民が危険・不安・迷惑をこうむる現実には行政はどのように対応すべきかについてであります。いろいろ道路とかいろんな形での事例を挙げられましたが、例えば道路につきましては、定期的にパトロールし、安全上支障がある箇所を発見した場合には、原因等を確認し改善通知、電話連絡、訪問等で改善するよう対

応しております。また、占有物に関しても支障がある場合、道路法及び阿見町環境美化条例の規定により、占有者と協議し、改善指導をしてきております。この点について、まだ今の時点で十分対応できていない部分があるということは、藤井議員から指摘がありましたけれども、部分的にはあることは事実だと思えます。

次に、3点目のどうすれば町民の危険・不安・迷惑を防止できると考えるかという点についてであります。これも例えれば道路敷上に不作為に繁茂している樹木等につきましては、所有者がまずは自主的に処分するよう、広報、週報に改善のお願い文書を掲載してまいります。また、危険箇所等を発見したり、またいろいろ通報を受けた場合等は、関係者と協議して改善していきたいと考えております。

以上、道路を例として述べましたが、町には道路以外に管理するものは公共施設や公園、水路等多くの物件が存在するわけでありまして。これらに生ずる迷惑等については、現在の法や条例、規則の中で対応を強化していきたいと考えております。

また、総合的な形で、これらの問題をある意味では強制力を持つ形での条例制定、具体的には迷惑防止条例という形で問題提起をされましたが、現在つくられている迷惑防止条例の目的は、ほとんどの場合、生活に著しい不安や迷惑を与える暴力的不良行為、迷惑行為等を防止して、平穏と健全な風俗環境を保持するためのものであります。現在では電車内における痴漢行為や、コンサート会場等での入場券の不当売買行為等の犯罪予防には大きな役割を果たしているものであります。このような条例は、主として防犯が目的という形でつくられております。そういうこともありまして、現段階では各都道府県レベルで運用されているのが現状であります。阿見町独自でという話がありましたけれども、一方では、藤井議員も現在の法令、あるいは条例等を最大限に利用してこれらの問題を解決すべきだという問題提起もされているわけでありまして、まず既存の条例等で対応して

いきたいと考えております。それで、現実的にはいろいろ問題がある箇所、また事例等があるということは事実でありますので、その辺の対応についてさらに取り組みを強化していきたいと考えております。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） まず、第1の質問の回答の中で、原則的に地域住民の権利を優先するという回答、これは当然だと思います。それで、そうであるならば、そういうふうにお考えであるならば、現実に見せている写真のような危険とか迷惑が惹起しているわけです。それを過去、文書を出して、本人にしなさい、しなさいと言って、強制力を持たない行為をずっと町は続けてきたわけです。これは強制力がないから、知らないふりをしていればそれで終わりなんです。そこをどうするかということを私はお尋ねしている。今、町長のお答えでは、環境条例とかでやっているというけれども、それはどれ1つ強制力はないんです。その強制力がないからこそ強制力を持った地方自治体ができるような条例をつくるべきではないでしょうかというのが私の提案なんです。つくることではない、今の条例を適用しながらさらに強化をするというふうに言っていますけれども、強化できないんです、今の条例では。だからそこを私が言っているわけです。

もう一度質問します。ほんとうに今のやり方で町民の危険とか迷惑が防止できるのかどうか、これが1つの質問です。

それから次に、電柱の件ですけれども、電柱は、私はここにNTTとのやりとりの議事録を持っているんです。これは私がつくったら嘘になるから私じゃないです、NTTがつくったやつを私がもらっているわけです。それで、こういうところは不法の占拠ではないかと。何で歩道の真ん中に電柱があるんだと。小学生とかを見てごらん。通勤・通学のときに来てくれと。みんなよけて通っている、道路をはみ出して通っているじゃないかというふうなことをやりとりしました。そうしたら、NTTの担当者は、初めは土浦のNTTでやっていたんですけども、土浦のNTTでは、私

の手を離れましたから水戸に行ってくださいと言うから水戸と話をしました。そうすると、町は、管理者から撤去要望を出してくださいというふうに言われているはずです。教育委員会も言われているはずです。後で見せてください、教育委員会がどのような撤去要望を出したのか。

それと、町の執行部にも建設課にもやりとりがここにあります。いろいろと相談をしました。道路管理者である阿見町建設課何とか様と、名前は入っているけど言いませんけれども、竜ヶ崎土木事務所の管理課に管理者から移転の請求を出してほしいとの依頼をしましたが、予算なしの理由で断られたというふうに向こうの議事録に載っているわけです。だから、予算なしで断られたからそのまま、はい、そうですかというふうに下がったのか、そうじゃないと。阿見の町民が迷惑している、危険だということをちゃんと言って撤去してくれというふうに、私は言いましたよ。そうしたらこの電柱は阿見町から占有許可をもらっているんだ。そして建てたんだということなんです。電柱を立てるときに多分、町道であれば町の、県道であれば県の許可をもらうんでしょうね、きっと。それをもらっているんだということでありましたので、じゃ、どうしたら撤去してくれるんだと言ったら、町がお金を出してくれたら出しますというんです。それは教育委員会にも言われているんです。だけど教育委員会は道路の管理者じゃないから、教育委員会が何ぼ書いてもうちは受け付けませんということで、建設課、建設課が管理者かと言ったら、いや町の中ですから管理者といえますということですので出した。そういう要望をしたんだけど断られたと。この断られたからそれからどうしたかを、この2点をまずお伺いします。それからその後どうしたのか、このまま放置していいのかどうか、よろしくお願ひします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長白田計律君。

○経済建設部長（白田計律君） お答えいたします。まず、町道の敷にあ

ります電柱の件でございますけれども、この議員からいただきました写真についてでございますけれども、この件につきましては、当時から移設するところがなくて現在に来ているというような状況がございました。NTTに確認しましたところ、地権者からは移転してもよいというような返事をいただいたということで、再度、電柱移転の申請をNTTに依頼をいたしましたところが現状でございます。

それからもう1点のところにつきましては、これは県道でありまして、占有許可を出しているのは知事でありますので、県道管理者、竜ヶ崎土木事務所の方へ再度依頼をいたしますということでございます。

それから、現在のやり方で迷惑のところが解消できるのかということでございますけれども、町としましても、地主それから関係者にいろいろ話をしたりしているというのが現状でございます。実際には改善の通知とか、それから電話連絡とか訪問等で本人に伝えて処分を行ってもらっているというところでございますけれども、なかなか進まないというのが現状でございます。稀にですけれども職員が行って、伐採とかそういうのをやるというようなところも出てきているのが現状でございます。そういうのが現状ですので、なかなか難しいというところです。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） ちょっと質問に答えてほしいのですが、難しいことは私もよくわかっているんです。だからこれを一步前に出るためにはどうすればいいのかということをお伺いしているのです。どう考えるかということ。それは難しいことはわかっていますよ。職員が何回も行って手紙を出して、していることはよくわかります。だけどそれでもきかない人がおるんですよ、現実に。それを放置してただ手紙を出しておけば、それで自分の役目は終わりということじゃないんです。だからそれをどうしているのかという質問にちょっと答えてくださいよ。これは、議長、質問1回分になるんですか。私は、2回を随分しているんですけれども、こうい

うことではちょっとね、答えになっていないんで、だから条例を制定してくださいと言っているんです。それが1つの質問。

それと消防法、これは突然に、消防長に申しわけないんですけども、空き地の草、こんなのは消防法で何か改善命令を出せるんじゃないですか。これをちょっと検討してみてください。できるかどうか、後で教えてください。そうすれば手紙なんか出さんでいいんですよ。面倒くさいことはしないで。当然やっぱり通知をするのが礼儀だろうからしますけれども、いきなり命令を出せるんですよ、撤去しろということは。何も職員が行って刈ることはないんです。それをちょっと、後でできるかどうか確認してください。どうですか、なぜ一歩前に出られないのかという、そこを聞きたいんですよ。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長白田計律君。

○経済建設部長（白田計律君） お答えします。先ほどの答弁の中で難しいというような答弁ばかりしましたけれども、町としましても、今までもそういう状況で解決しているところもあるわけでございます。ただ、難しいところがあるということで、今後どうしたらできるのかということも踏み込んだ検討をしていきたいと考えております。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） だから、私が条例を、強制力を伴う制定をすべきではないかという案を出しているんですから、条例を制定するとかしないとか、これに答えてもらわないと。私、強制力を伴う条例を制定すべきではないですかというふうに書いているじゃないですか。これも教えてください。でないと、話が進まないで質問の回数ばかりふえちゃうもん。

もう1つ、それであらゆる法律を、先ほども言いましたけれども法律を駆使してできないときに条例を制定してその個人の権利を制限するということが地方自治法にあるわけですから、あらゆる法律を駆使して、今まで

はしたかどうかちょっと私もよくわかりませんが、多分なくて催告文書を出していたんだと思うんです。私は法律でできると思うんですけども、町としてはできないと思って面倒くさい手紙を出したんでしょう、きっと。だけどそういうことじゃなくて、法律、これから私の質問です。消防法とか、それから道路交通法とかを適用して、こういう危険とか迷惑のやつを撤去させることができるのかできないのか、まず教えてください。それと、もう1つは、条例を制定することをするのかしないのか。お願いします。

○議長（久保谷実君） 　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 　だから、私の答弁の中でも言ったように、まず、今の時点ですぐ条例をつくるということは考えないという答弁をさっきしたわけです。それで、おっしゃるように法令、あるいは既存の条例に基づく対応がまだまだ不十分だった点があるので、その辺も十分踏まえた形で対応を強化して、まず取り組む。その取り組みの成果を見て、条例等については今後の課題として検討する、こういう答弁です、今の段階では。

○議長（久保谷実君） 　8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 　今後の課題として法令をどれを適用、それは今までもう既にやっておかなければならないことなんですね、今から考えるのではなくて。法令の適用を考えて、消防法とか道交法とか。道交法なんかみんな強制的に撤去できるようになっているんですから、危険なものは撤去させるように。それでしない場合は強制代執行でも何でもできるようになっているんですから。それをしなかったということは、町の当局はできないと判断したから、条例もつくらずに通告で終わらせていたということなので私が条例を制定したらどうだということを行っているんですから、今ごろから検討するではちょっとね。まあ、いいです、ぜひ検討してください。お願いします。

それと、最後の質問です。私は、12月6日にNTTに電柱の撤去要望を出しているということをNTTから聞きました。私が11月4日にこれを出して、6日に撤去要望を出したということですので、それはそれなりの意図はあったんでしょうけれども、どのような意思をもって実現の可能性はどのように考えて、ただ単に撤去要望を出したのか、町が金を出すから撤去してくれと言ったのか、その点を最後にお伺いします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長臼田計律君。

○経済建設部長（臼田計律君） 先ほども申し上げましたけれども、NTTに確認しましたところ、地権者から移転してもよいという話を聞いたということで、再度電柱移転の申請をNTTに依頼した。これに関しましては費用はかからないということでございますので、そのようなことで申請をしました。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 事実と違うことがあるので、再度お願いします。

電柱を設置する際に阿見町に対して占有許可を得ている。NTTは法的には問題ないと言っているんです。それで応分の負担をしてほしいと言っているんです。だれが言ったか名前を挙げますか。それはだから応分の負担をするのかしないのかですよ、これが。するべきか、しないで撤去できるのか。無料でと言ったって、無料はしてくれないと思いますよ。

終わります。それは確認してください。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。要は町が金をもつかもたないかということをはっきりしたいということでしょう。そこをはっきりしてください。

経済建設部長臼田計律君。

○経済建設部長（臼田計律君） お答えします。電柱の移設に関する協定ということで、東京電力と町が協定を平成13年に結んでおります。その中

では、道路から道路の場合は町からの負担はなし、それから道路から民地の場合も負担なし、民地から道路の場合には50%負担、それから民地から民地の場合には100%というような内容で基本協定書を結んでおります。N T Tも一緒ですということです。

○議長（久保谷実君） それはN T Tも同じなんですね。

○経済建設部長（臼田計律君） 同じです。

○議長（久保谷実君） 今、藤井議員が質問したのはN T Tの電柱の件ですから、N T Tの電柱について答弁をお願いします。

○経済建設部長（臼田計律君） 今、答弁しましたけれども、それもN T Tと同じです。

○8番（藤井孝幸君） ということは、町が応分の負担をやらなければならないということで解釈していいですか。全然出さないでいいんですね。ということは、N T Tが言っていることが間違いということですね。わかりました。じゃ、N T Tにその話をします。

○議長（久保谷実君） 次に、21番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔21番細田正幸君登壇〕

○21番（細田正幸君） 私は通告しました2点について質問いたします。通告書の1番と2番の順序を取りかえて質問したいと思います。

まず1番目、阿見町非核平和宣言と中学生の広島平和記念式典への参加についてでございます。昨年12月議会でこの問題を取り上げまして、阿見町でも周辺の自治体と同じように中学生を8月6日の広島平和記念式典や原爆資料館の見学など、若い世代への平和の思いの引き継ぎについて、その後どのような取り組みがなされたのかお聞きしたいと思います。議会でも先月の11月28日に、広島原爆資料館を議員会で見学いたしました。それへの見学の議員の感想としては、「百聞は一見にしかず」で、このような場所に小中学生の修学旅行を計画して、原爆の悲惨さを現実に学ばせるべ

きだと、そういう声も上がっております。

この平和記念式典については、既に隣の美浦村、土浦市、稲敷市、牛久市などでは、代表団を父兄、それから区長会とか、美浦なんかは議員も入っておりますけれども、それらの代表団を派遣して、広島での平和記念式典に参加をしております。改めて議員会で28に行ったときに、私は広島・長崎の直後の惨状についての写真集を買ってきたわけですが、やはり原爆の悲惨さというのは現場できちんと学習しないと、もう既に原爆が投下されて61年経過しているわけですから、常にそういう原爆の被害、核兵器は日本でも「つくらず・持たず・持ち込ませず」というような、核兵器の平和三原則を国是として決めているわけですが、そういう点からも、また若い人に改めて原水爆の悲惨さの教育を継続させていく必要があるのではないかと思います。

この資料を改めて見たんですけれども、8月6日には約14万人が死亡している。これは直接と、それから12月末まで放射線の被害で死亡した人が14万人と言われているわけです。あとそれから、長崎には8月9日に投下されましたけれども、これも12月までに7万人の人が死んでいる。合計で、2発の原爆で早く言えば一瞬にして21万人の人が亡くなっているわけです。その後放射線の被害で広島での原爆資料の記念碑、あそこに名簿として関連して葬られている人が25万人になっているというふうにも言われているわけです。今、北朝鮮の問題、核実験をやったと、それから日本でも核兵器の論議はすべきだというような新聞報道などもありますけれども、やはり人類の上に二度と核兵器は使わせない、そういう思いをここで新たにすることがあるのではないかと思います。

阿見町では、その後、広島への平和記念式典への派遣についてどのように検討し取り組んでいるのか、質問をいたします。

それから2番目ですが、特別養護老人ホーム建設計画と選定についてでございます。阿見町では、阿見町老人保健福祉計画、介護保険事業

計画において、次の特別養護老人ホーム50床計画を平成22年度までに建設するということになっております。しかし、現在、建設の希望者が今、阿見町に何件ぐらい問い合わせがあり、また、50床ですから1事業所だと思うんですけども、受け付け、選定は今後どう進めていくのかお尋ねしたいと思います。

この特養については、阿見町に特養の第1号、翔裕園ができたときは雲泥の差なのかなと思っております。このときには、特別養護老人ホームを町でつくりたいと言っても、具体的に特養をやりたいという福祉法人があらわれなくて、国や県の補助のほかに阿見町、それから稲敷郡内6町村が補助を出して翔裕園が設置されたという経過があったわけでありましてけれども、現在は国の補助、県の補助もそれと比べると3分の1、4分の1に減っているという中で、逆に特別養護老人ホームをつくりたいという法人が何件も問い合わせをしているという様変わりの実態なのかなとも思います。特に阿見町は22年度までに1カ所つくるということですから、競争者が多ければ、やりたいという人を1法人選ぶしかないわけです。だからそういう点では、きちんとした選定基準がないと後で問題を起こすのではないかと思いますので、選定についてどうするつもりなのか、質問をしたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） おはようございます。

ただいまの質問にお答え申し上げます。阿見町の非核平和宣言については、昨年12月の議会での質問に対し答弁いたしましたので、内容については十分に御理解いただいていると思っております。また、前回の繰り返しになりますが、平和教育に関する取り組みは、小中学校を問わず必要か

つ不可欠であると認識しております。中学校での学習内容は、学校教育法施行規則第54条の2の規定により、学習指導要領に基づいて定められております。それに従いまして、阿見町でも中学生に対しましては平和教育を適切に推進しています。

御質問の中学生の代表を8月6日の広島平和記念式典に参加させることにつきましては、非常に意義のある事業だと考えております。細田議員もご存じのとおり、現在阿見町は財政的に逼迫しておりまして緊縮財政がとられております。いろいろな事業が縮小されている中で、新たな事業を起こすということはなかなか困難であると考えております。この事業に対しましては、近隣の市町村、牛久市や稲敷市、美浦村等の実施状況、財政の負担状況等いろいろ調査してまいりました。今後はこの市町村の調査の状況を参考にしながら、参加者の対象、人数、参加者の費用負担等いろいろ考慮しながら、阿見町としての参加のあり方について前向きに検討していきたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

次に、広島を修学旅行に選定したらというような点でございますが、これについて説明いたしますと、町内の各中学校におきましては、第2学年の後期より生徒の実行委員会を立ち上げて、修学旅行のねらい、ルール、内容等について教師とともに話し合いを進めていき、第3学年の1学期の修学旅行へとつなげております。したがって、学校の考えと生徒たちの実行委員会の要望、ねらい、金額等によって場所が決められております。教育委員会としましては、学校の主体性を尊重しております。

ちなみに、平成15年の4月に、朝日中学校では広島と京都の修学旅行を実施し、広島では原爆ドームや平和記念館等を見学してきました。そして、原子爆弾の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の尊さなどを十分に学習して、有意義な修学旅行を体験しております。今後も生徒や学校側の意向を大切にする観点から、場所等の選定は学校に任せて実施させていきたいと、かように考えております。

○議長（久保谷実君） 町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に，特別養護老人ホームの建設計画についてであります。

阿見町における特別養護老人ホーム整備につきましては，平成17年度に策定した第3期阿見町老人保健福祉計画，介護保険事業計画，この計画期間は平成18年度から平成20年度までとなっておりますが，これに記載されているとおり，平成21年度から平成23年度までの第4期事業計画期間内での整備について検討することとしております。具体的には，今年3月に開催しました議会全員協議会におきましても，第3期事業計画書の概要とあわせて，次期第4期事業計画期間内の平成22年度に，広域型50床の特別養護老人ホームを町内に整備したいという計画案について説明したところであります。

まず，特別養護老人ホームの整備の手続について説明いたします。特別養護老人ホームなど介護保険施設等を茨城県内に整備する場合には，茨城県が各市町村の定める介護保険事業計画をもとに，3年ごとに策定する茨城高齢者プラン21に基づき整備を進めこととなっております。整備に当たりましては，一般的に着工から竣工まで2カ年にまたがることから，県では着工年度の前年度に設置要望を受け付け，審査を行うこととなっております。以上のことから，これから策定する第4期茨城高齢者プラン21の計画期間内である平成21年度及び平成22年度の特別養護老人ホームの整備可能数を把握し，確定させるため，県では今年度末までに全市町村に対し調査，ヒアリングを行う予定となっております。町としましても，先ほど説明したとおり平成22年度に広域型50床の特別養護老人ホームを町内に整備したいという計画案を持っておりますので，積極的に要望してまいりたいと考えております。

整備可能数の結果については，確定後，この確定が平成19年3月ごろを

予定しているようであります。この結果が確定後、県から市町村に提示を行うとなっておりますので、県から結果の提示後、整備が可能となった場合に正式に周知してまいりたいと考えております。

なお、御質問の特別養護老人ホームの問い合わせ件数及び選定についてであります。そういうことで、まだ正式な形になっていないわけですが、いろいろ情報等を聞いて、整備などに関する問い合わせについては、その時点での考え方などについての説明を行ってきているわけではありますが、現在までの問い合わせは6件から7件、この程度の問い合わせがあるということであります。かなり多くの関係者が関心を持っているということでもあります。また、受け付け時期や選定方法については、公正かつ公平な選定ができるような方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 1点目の教育長の答弁で、前向きに検討したいということですが、18年度は3月までですし、既に19年度の予算編成に入っていると思うんですが、3月過ぎれば前向きもまた1年後になるわけですから、現在の時点でどんなふうになっているのか、前向きというのは19年度予算に入れるのか。この予算なんかは100万円以内でできるわけですね。そう大ごとじゃないわけですから、そういう点を考えれば、ぜひ19年度予算に組み入れてやってもらいたい、その辺はどうなっているのか答弁願います。

それから、2点目の特別養護老人ホームの選定ですが、今、町長の話では県の方は19年3月までにどうするかというのを確定したい、それから対処をしたいということですが、特別養護老人ホーム、申請して許可がおりてつくるといふふうになれば、私は3年間かかると思うんです。そうすると、22年にオープンするということになれば、当然19年には選定しなければ間に合わないわけです。それまでにいわゆる町の選定基準

をきちんとつくっておいて、19年3月に確定になれば、すぐその選定の作業に入らないとおくれるのではないかなと私は思うんですけども。幸いに6から7件の問い合わせがあるということですから、そういう点ではきちんと要綱づくりをしてもらいたいと思うんですけども、その点はどうかなのでしょうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長（大竹利一君） ただいまの質問にお答え申し上げます。具体的に19年度の予算にどうなのかということでもありますけれども、今、教育委員会といたしましては、先般の議会のときにも答弁をしましたがけれども、今、控えている予科練平和記念館の開館に向けて、その中の交流事業の一環としてこういう平和大使とか平和使節団というものを考えておりますので、19年度の予算というのは今は考えておりません。20年度以降になるかと思えます。

○議長（久保谷実君） 民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） お答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたように、県の方の発表が3月ごろということで、町としましては強く要望していくわけで、できるという前提のもとに、3月確定後には早速取りかかれるというような形での検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 1番目の中学生の広島平和記念式典のやつでは前向きに検討と。具体的には何だと言ったらば、来年は考えていませんと。それではちょっと前向きというのが矛盾するんじゃないかと思うんですけども。これは、阿見町の予科練平和記念館とは関係ないわけですね。それをわざわざ関係して20年以降じゃないとできないというのは、ちょっと

私は承服しかねますので。実際、金額は100万円以下でできるわけですから、子供たちは1年たてば今の人卒業しちゃうわけですね。だからそういう点ではやはり積極的に、お金がないというふうには私は言わせないと思うんですよね。その点、教育長だか町長だか知らないけれども、私はそういう点では熱意が足りないんじゃないかなと。ほかではもう3年も4年も前からやっているのに、阿見町はおくればせながらやるわけでしょう。そういう点はどうなんですか。町長、100万円以下の金も出せないんですか。町長に再質問いたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に関して答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） いずれにしても、これまで随分前からあれしていたんですが、今までは基本的には前向きの答弁はしてなかったわけです。そういう意味で、十分検討して20年以降と言いますが、今の情勢からすればやっぱり20年には間違いなくという感じですので、それで御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 町長の答弁は御理解はできないんですけれども、やっぱり早くきちんとそういう平和の伝承はやってもらいたいということ要望して私の質問を終わります。

○議長（久保谷実君） これで21番細田正幸君の質問を終わります。

次に、3番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔3番浅野栄子君登壇〕

○3番（浅野栄子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

1点目、南平台保育所の民営化計画について、2点目、放課後児童クラブの態勢時間と運営についての2点でございます。

まちづくりは人づくり、人づくりは教育にあり、だれもが理解熟知していることであります。教育の中でも、人間形成にかかわる幼児教育は、重

要な位置を占めております。なぜなら、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、人間としての生き方を大きく左右することにもなるからです。また、小学校以降における生き方の基礎を培う上でも重要な役割を担っています。中央教育審議会の中間発表の中にも、幼児期の子供の育ちの重要性を意識し、幼児教育を重要課題とし、幼児期からの取り組みを充実していくとともに、幼児教育の機能を抜本的に強化するという指針が示されています。幼児教育の重要さは行ってなお知るべしであります。以上、幼児教育がいかに大切かを力説いたしました。

さて、町では、行財政改革の一環として、指定管理者制度を導入しようとしております。その中で、南平台保育所が対象とされ、既に保護者説明会を開き、理解を求めているようですが、育児、保育にかかわる機関がなぜ民間委託なのか。保護者としては突然なことに大変驚き、困惑を隠せません。

指定管理者制度、民営化とは、南平台保育所の民営化の場合、土地・建物・子供たちはそのまま、保育所運営を町から委託業者に任せることです。今までより安い運営費となることは確かでありましょう。その結果、若い保育士さんが多くなり、経験豊かなベテランは少なくなると。とすると、指導・支援体制に影響がないとはいえません。今まで子供たちとなれ親しみ、遊んでくれた先生もかわります。職員が入れかわることにより、相乗的に混乱し、児童の心をはぐくむという何より大切なこと、保育環境に変化が生じ、入所児童へ与える影響が予測されます。

実際、近隣または各地で同じ問題が発生し、横浜では子供たちの通っている途中で民間移管は影響が大き過ぎるとの訴訟が起り、判決では性急過ぎる民間移管の手続は違法と指摘されました。さらに判決は、児童が不利益を被る可能性があることを思えば、早急な民営化を正当化する根拠は不十分とも言っております。

大阪や北海道などでも、4件の取り消しがありました。近隣のつくば市、

取手市でも同じ傾向が見られます。よって、人間の原点となる基礎教育である幼児教育の重要さが浮き彫りになってきています。民営化により保育環境がどの程度改善するのか、具体的な計画のないまま進められていくことにも納得できません。そのようなことを考えるとき、保育行政はやはり従来どおり阿見町の運営により機会均等、水準の確保を図るべきであると思います。

民営化ではすべてだめではありません。民営化をする場合は保育所や教育にはかかわりのない場で実施するのが妥当な判断であると考えます。保育所の充実は、子育ての安心であり、子育ての安心は、まさに少子化対策にもつながるものであります。阿見町の人材育成の原点であり、将来の阿見町を担う青少年を育てる基盤となる以上は、町として責任を持って行っていくべきではありませんか。ゆえに、町の事業としての存続を図っていくべきと考えますが、この点についての見解をお聞かせください。

2点目、放課後児童クラブの態勢時間と運営についてお伺いいたします。現在は、交通の発達、利便性に伴い、遠方へ通勤している人が多いようです。そういう中で、安全なところで安心して預かっていただける。安心して仕事に従事し頑張れる。これが一番の条件であります。その条件を満たす放課後児童クラブは、働く親にとって大変ありがたい存在です。そのおかげで、母親も仕事を持ち、安心して働くことができます。そしてこの環境は、女性参画社会にも貢献するものであります。

そこで、児童クラブの受け入れ時間ですが、場所により時間が異なっています。1時半から5時半のところと、1時半から6時半となっています。5時半までにぎりぎり駆け込んで子供を引き取りに行くのはとても大変であるとの声がありますが、この時間帯の設定はどのような理由があるのでしょうか。

また、子供たちの活動場所も異なっています。冬の季節は、4時を過ぎるともう暗くなりつつあります。そういうときに、活動場所まで移動する

のは保護者も子供も不安になるのではないのでしょうか。安心して活動する場の設定としては、やはり学校が望ましいと思うのですが、文部科学省も子供の居場所づくり対策には力を入れて取り組む姿勢を示しております。児童クラブの体制充実も、少子化対策であります。態勢時間と活動場所、この観点についての考えをお聞かせください。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） まず、南平台保育所の民営化計画についての御質問にお答えします。

町では、阿見町行政改革大綱に基づき、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理に民間活力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として指定管理者制度の導入を検討しております。導入検討対象施設としては、すべての公の施設を対象とし、34施設を調査しましたが、図書館、中央公民館、町民体育館並びに南平台保育所を導入検討対象施設としたところであります。

保育所を指定管理者制度の対象にした理由は、保育所は全国で約2万2,000カ所あり、その保育事業の半数が社会福祉法人を大多数とした民間事業者が担っているということ。また、人間形成に重要な時期である幼児期の教育に対して、責任を持って携わってきているという実績があること等が挙げられます。

さて、御質問の南平台保育所の指定管理者制度の導入についてであります。指定管理者制度は施設を完全民営化するものではなく、運営のみを民間事業者に委託するものであり、町の責任については指定管理者制度を導入しても町立の保育所に変わりはないわけでありまして、町の管理下に置かれ、町の責任のもとに保育サービスが提供されます。この制度を南平台保育所に導入検討している理由は、将来当保育所は地域的に幼児人口の

減少が予想されますので、民間の持つ活力や柔軟さの導入により延長保育や特色ある保育を実施し、魅力を高めて充実、存続させることが当地域の保育サービスのためになる可能性があると考えましたので、それを期待して導入を検討しているところであります。

導入については、既に指定管理者制度を導入した保育所の視察を行い、南平台保育所の保護者への説明会や、導入を実施する際に請負者となる事業者が実際にあるかないかを確認するための幼児施設経営者への意向調査を行い、平成20年4月からの移行を実施することが可能であるかどうかの検討を行っている。可能であるかどうかの検討を行っているわけでありませぬ。決めているわけではありませぬ。

しかし、導入の是非については、住民サービスの向上、また経費削減効果、また各地域で、今、浅野議員の質問の中にありましたが、各地域で発生している訴訟問題と、それから町立保育所の地域配置バランス等、そういうものも含めた全体的な計画、それからそういうものを具体的にきちんと検討して、それぞれのメリット、デメリットがどういうものであるか、それについて十分慎重に検討を重ね、導入についての方向づけができた場合、こういう条件をつけております。できた場合、また議会や保護者、地域関係者等に十分説明をし納得が得られた上で決定していきたいと考えております。

そういう点で、いろいろな形での検討結果が、本当の意味で関係者に十分理解され受け入れられるか、みんなが納得いくものになるかどうか、そういうことが第1であるし、そういう整理ができた上で、またさらに議会との協議とか、いろんな形での十分な協議をして、やはりこれがトータルとしてはいいんだということになれば導入していこうと。

この点についてはこの前の全員協議会でも説明したとおり、指定管理者制度について検討すべきであるという議会の要望も受けて検討している形であるわけですから、この前も説明したように、検討しているからこれは

方向づけができて決めたものだと、そういうことじゃないんだということ  
を十分理解いただいて、これからも、これを検討しないでこれはだめだ  
ということでは、この指定管理者制度についての理解も深まらないし、検討  
というものも具体的にならない。そういう意味で検討しているわけです  
から、その辺十分御理解をいただきたい。

次に、放課後児童クラブの態勢時間と運営についてであります。放課後  
児童クラブについては、現在、保護者が就労などにより不在になる家庭の、  
原則として小学校1年生から3年生までの低学年の児童を対象に事業を行  
っております。クラブの実施場所につきましては、実穀小学校区、阿見第  
一小学校区、及び阿見第二小学校区については余裕教室を活用して校舎内  
で実施しております。

阿見小学校区と本郷小学校区については、余裕教室がないこと、学区内  
に児童健全育成を目的とする児童館がありますので、それぞれ学校区児童  
館、二区児童館で実施しております。舟島小学校区については、余裕教室  
がないために、近隣施設の舟島ふれあいセンターで実施しております。こ  
れら児童の移動を必要とするクラブについては、小学校内で実施できれば  
移動の際の防犯等の不安を解消できますが、現実的には小学校内での実施  
が難しい状況がありますので、現状での実施場所については御理解をいた  
だきたいと思っております。

次に、クラブの開会時間についてであります。学校区児童館、二区児  
童館、阿見第一小学校では、現に実施しているクラブは、利用者の状況等  
を踏まえ、時間の拡大を図ってきたために、終了時間が午後6時30分とな  
っており、他のクラブより開会時間が長くなっております。このように開  
会時間については、利用者の状況により調整検討しながら実施している  
ところであります。

なお、平成19年度は、指導員の勤務時間の調整や各小学校の協力が得ら  
れましたので、開会時間の延長を実施いたします。具体的には実穀小学校

区、舟島小学校区、阿見第二小学校区の終了時間を午後5時30分から午後6時へと30分延長することにしております。また、実穀小学校区、舟島小学校区、阿見第一小学校区、阿見第二小学校区の休校日の開始時間を午前8時30分から午前8時へと30分早めます。

次に、クラブの運営についてであります。保護者の要望や社会情勢に応じて体制が整備でき次第対応しております。今年度は特に阿見第一小学校区への入会希望者が著しく増加したため、教育委員会と小学校の協力を得て、2教室に拡大し実施したところであります。このようにクラブの運営につきましては、保護者の要望や社会情勢、特に安全を要望するというような動きが非常に強まっている、そういう社会情勢に応じて取り組んでいるところであります。

なお、今後の方針として、本事業の改善充実を図るために、先ほど浅野議員からも話が出ました放課後子どもプラン、これは厚生労働省と文部科学省が連携して推進しようとしている放課後子どもプランという計画があるわけでありまして。これは昼間に保護者が留守である児童だけでなく、小学校6年生までを対象とした総合的な放課後対策事業の実施を図るというものであり、町としてもこの方向で教育委員会と協議を進めているところでありますので、このなりゆきについて注目していただきたいと思う次第であります。

○議長（久保谷実君） 3番浅野栄子君。

○3番（浅野栄子君） 答弁ありがとうございました。では、答弁で南平台保育所民営化については再検討する姿勢でしょうか。もう一度伺いたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） いや、再検討ということではなくて、今、私が説明したような趣旨で、阿見町で具体的に民営化ということを考える場合に、

対象となる1つの対象施設として南平台保育所を取り上げて、現在あらゆる角度から十分検討を進める。それで、その結果があらゆる面から見て、民営化を進めることが妥当であるという結論が出ればそれに従っていくということだし、いろいろ問題があり過ぎるとか、そういうことになれば当然それは20年からやるという話ではなくて検討する。だからそういうことも含めて検討するということですから、その辺を御理解ください。

○議長（久保谷実君） 3番浅野栄子君。

○3番（浅野栄子君） 私は財政問題を教育的な面のところに持ち込んで、入れてほしくないということでございます。中には町民のニーズにこたえてというお話が答弁の中にありましたけれども、私は南平台保育所の保護者の皆様にアンケートをとりました。アンケートの結果、保育所の民営化に対してどう思いますかという問いに対して、反対意見が大多数でございます。そして反対意見の中では、民営化になってからの運営が心配である、営利主義になってしまうのではないかと、今までどおりで十分なので、金額の問題や環境の変化は困るなどなど、不満な声がたくさん届いております。この住民の、保護者の意見をもっと取り入れてほしいと思います。

住民の声が生きているというお話がありますが、やはり保護者の説明会がありましても、保護者の説明会が十分に行き届いておりません。ですからやはり、いろんな面で不安が大変出ております。もう少し方向づけをしていただいて、きちんと、民営化はどうか、それを検討していただきたいと思っております。私はやはり、保護者の意見も酌み入れて、官民一体となって、民主主義のルールに則って行政運営をするのがよろしいのではないかと思います。やはり教育は同等の均等の水準で、そして金銭的なものにとらわれないことと育っていくのが一番であると思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、第2の児童クラブにつきましては、安心して働くことができる条件、これが子育ての最大のポイントであります。体制運営について充実

をこれからも推進してくださるよう要望いたしまして質問を終わりにいたします。

以上です

○議長（久保谷実君） これで、3番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

〔7番石井早苗君登壇〕

○7番（石井早苗君） 先に提出している通告に従いまして、私は行政一般職の女性管理職登用について質問させていただきます。町当局の誠意ある御回答を心から期待いたします。

さて、阿見町男女共同参画プランが平成17年3月に策定され、同年9月の第3回定例議会で国の最重要課題の1つである男女共同参画について6つの質問を私はさせていただきました。繰り返しになりますが、平成12年のニューヨークの世界女性会議では、政治宣言と成果文書が採択されまして、各国の取り組みの成果が確認されました。

我が町では阿見町男女共同参画プラン策定に向けて、平成14年から着手しております。以来、人事異動の発表のたびごとに、女性の管理職登用を期待を込めて見守ってまいったのは私一人ではないはずです。

と申しますのも、私が知遇を得ました文筆家で評論家の犬養智子さん、この方は5・15事件の犬養毅首相のお血筋の方でいらっしゃいますが、あるとき機会ができましたらぜひ阿見町に講演にいらしていただけますかと申し上げたところ、「あなたの町の管理職は何%ぐらいですか。女性管理職は何%ぐらいですか。また女性議員は何人いらっしゃるの」と尋ねられて、「申しわけありません、管理職のパーセンテージは今すぐにはお答えできかねますが、女性議員は私を含めて22名中4人でございます」と答えたところ、「それならば行ってもよろしいわね。私、女性議員の少ないところへは行かないことにしています」とおっしゃっておられました。かように女性管理職の人数と役職が男女共同参画社会の進展を表す1つのバロ

メーターになっているのです。

平成17年3月、定例議会での私の質問に対し町長から、女性の管理職登用を進めるため職員研修を実施し、人材育成を図ってまいりますとのお答えをいただいております。いつの世にもどの組織においても、人材育成は大きな命題でございます。ただ、人材育成、人材育成とお題目を唱えるごとくではなく、人材育成には時間とお金をかけねばなりません。どこの自治体、どこの企業でも、人材育成を効率よく行ったところが最後に笑う者になるはずなのです。財政逼迫のこのとき、人件費を抑える努力をしているのは私も十分承知しておりますが、昨日と同じことをやっていけばよいとしたらゆゆしき問題です。

そこで、平成18年12月の本日までに、1、職歴何年の女性職員を研修に出しているのでしょうか。具体的な研修先とその内容を詳細に御提示ください。また男性職員との対比はどうなっているのでしょうか。

2番、男女共同参画社会における女性職員の管理職登用を進める研修と人材育成の成果についてお知らせください。

3番、女性管理職登用について、実際の内部の足固めをどういう意識と人材育成の計画を持ってやっているのかお答えいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 石井議員の質問にお答えいたします。

まず、これまで男女共同参画の推進として、タウンAMI女性の会や、ステップアップAMIなどの女性団体の育成及び阿見男女共同参画プランの策定等にいろいろと御尽力をいただきましたこと、まずお礼を申し上げたいと思います。

第1点目の女性職員の職歴と研修派遣先及び男性職員との対比について

であります。消防職，税務職，保育士，保健師，現業職等を除いた一般行政職について，平成18年1月から最近までの状況を申し上げますと，まず茨城県自治研修所への派遣であります，クレーム対応能力向上講座及び女性職員のためのステップアップセミナーに職歴19年の職員を，接遇リーダー研究会に17年の職員を，メンタルヘルス講座に25年の職員を，新任係長課程に28年の職員を，新任課長課程に35年の職員を，吏員4部課程に10年の職員を，計8名を派遣してまいりました。

また，土浦市との合同研修には吏員1部課程に1年の職員，吏員2部課程に3年の職員，吏員3部課程に5年の職員，計9名を派遣してまいりました。この2つの研修には，これまで合計で53名の職員を派遣しておりますので，女性職員の割合は17名で32%となっております。さらに，国，県等が主催の研修会として，ヒューマンライツセミナー，女性リーダー研修会，つくば男女の集い2006，男女共同参画に係る研修会等に33年の職員を，その他各部署においては，専門的な研修にも随時参加させてまいりました。

第2点目の女性職員の登用を進める研修と，人材育成の成果についてであります。阿見町男女共同参画プランには，「町役場管理職への女性の登用」が上げられておりますが，その内容は，管理職への女性登用をそれぞれの職員の適性に応じて進め，能力と知識の向上を図るため職員研修を行い，人材の育成を図ることとしております。それを達成するためには，男女間における職域の偏りをなくし，職場環境の改善をすることはもちろんであります，女性職員だけに限らず，管理職への登用については個々の能力も問われますので，職員自らの意識改革も必要不可欠だと思われます。そのため，町では男女別にとらわれることなく，先ほど申しあげました研修等を通じて，職員の能力開発や資質の向上を図り，その研修の成果が適正に業務に反映でき，さらには有能な管理職候補の育成を目指しているところであります。

また，今後管理職になって，町政に携わって努力していきたいと考えて

いる女性職員の意欲の低下を招かないようにするとともに、またそう考える女性職員を多く育成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

第3点目の女性管理職登用について、どういう意識と計画を持っているかについてであります。まず、現在の女性管理職の状況を一般行政職で申し上げます。現在、一般行政職の職員数は191名で、女性は52名、男性139名で、そのうち女性管理職は5名であり、女性職員の割合では、9.6%となっております。また、管理職員数としては35名おりますので、その割合は14.3%となっております。しかしながら、役場職員全体の女性職員に占める女性管理職の割合で見ますと3.4%、全管理職職員の割合で見ますと11.9%と低くなっております。

現在、多くの自治体で人事管理システムの構築に取り組んでおり、当町としましても、今後職員個々の能力を把握、育成し、努力した人が報われる処遇管理の構築に本格的に取り組んでいく予定であります。

そのためには、一般の職員のみならず、管理職自らも意識・意欲の向上が必要であり、今後さらなる研修機会の充実を図り、適正な人事評価を経て、女性職員に限らず、本人の適性能力を考慮して管理職に登用できるよう人材を育成してまいりたいと考えております。

また、女性管理職の適正な登用を行い、その割合を今より高めることで相乗効果が生まれ、男女が共に意識・意欲を高く保持し、行政運営の効率化、町民サービスのさらなる向上につながるよう取り組んでまいりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（久保谷実君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 御答弁ありがとうございました。

今の御答弁をいただきますと、職員の個々の能力が必要だということに重点が置かれていたように思いますと、女性職員は能力がないかのように聞こえます。それはこの町の役場の体質が、男だからというだけで管理職になっていくという声も聞こえておりますので、これを町長はどう理解し

ているんでしょうか。

女性でも実際に上を目指す人は今、この時代、本当に多くいるんです。私が17年のときに申し上げましたけれども、「私はもう役職につかなくていいわ、このまま定年まで迎えればいいわ」と言った方は、この団塊の世代でそろそろ定年という方の声ばかり聞こえていたように私は理解しておりますので、この役場の体質というのでしょうか、その辺のところを町長はどう理解しているのかなと、男社会というのがやっぱり浸透しているというのが大きな原因ではないかと私は思っております。

役場がこういう人事に対して、女性の、私は本庁舎のみを聞いたんですね。女の人はどうも保育とか食事とかという固定観念があるものですから、保育職では確かに女性管理職がおりまして5名、さっきおっしゃっていたように5名となっておりますが、本庁舎の中にはお2人しか確かいらっしゃらないはずですよ。そういうことを考えますと、30人中の2人というのは、男女共同参画社会を標榜してやっている町の役場としてはいかにも低過ぎるのではないかと。毎年毎年期待をしても2人以上ふえないというのは、私たち女性の能力が低いと町長は本当にお考えなのではないでしょうか。

それから、役場が成果を上げないのは、単にプランをつくれればいい、女性参画社会プランをつくったからいいよという意識しかないのではないかとこの穿った見方ができるのですが、私のひがみでございましょうか。人材育成には時間とお金がかかると言ってだらだらだらだと時を過ごしては、人材育成プランというものも当然人事でつくってあると思いますので、そのプランを何年度までには何人、ぜひ女の人にもなってもらいたい、こういう研修をしてもらいたいという、そういうことをぜひここで披露していただければ私はうれしいと思いますが、これも1つ質問させていただきます。

女性管理職の地位の確立を、参画プランの期限が平成21年になっておりますので、それにぜひ実行していただきたいと思いますが、いかがでしょ

うか、お答えいただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 町の職員の男と女の人たちの能力の違い、そういう意識があるんじゃないかという話ですけれども、町の職員としての能力ということは、基本的にやっぱりこれまでの経歴の中で、町の仕事とどういう形で取り組んできたか、その中でどういう成果を残してきたか。いろいろな形でさっき、こういう研修に行ったという話をしましたけれども、そういう研修というのは、それなりにももちろん効果はあるのですけれども、一番基本的な研修というのは、自分が日常の仕事で、いろんな仕事を経験するわけですけれども、そこでどういう取り組みをし、どういう体験をし、どういう成果を上げるか、その中で自分の能力というのが基本的に伸びるわけです。

そういう点で、やっぱり女性の場合には出産、育児、こういう点が大事な時期にあるという点で、客観的になかなか難しい要素があるということは確かです。しかし基本的な能力の違いというのは、私はないと。ただ、一番大事なのは、そういう形で仕事に取り組む姿勢、それから自分の経験をどう生かしてどう仕事と取り組んで成果を上げるか。そういうことで、特に管理職の段階になりますと、女性の割合をこれだけに固定してやるのか、そういう形での決めつけ方というのは非常に難しい。管理職というのはやっぱり自分のところのセクションの内容をきちんと理解し、長期的な物の見方をし、それぞれの事業の進行管理をきちんとし、そういう点で、正直言って仕事体験についての厳しさが全体として不足している点があるということは、これはやっぱり今の時点ではあるんじゃないか、そう思います。

そういう点で、女性に対して特に意識的にそういう能力、姿勢を高めるための取り組みというのは必要だと思いますけれども、そういう点での難

しさがあるし、管理職の場合特に比率を決めて対応するというのは、やっぱり男女共同ですから、男と女に差をつけずにやるという、同じ能力のある人を男だから上にし、そういうことはやらないという原則だけはきちんと考えるようにする、そういうことなんじゃないかと私は思うんです。逆に、女の人だから例えば30人のうちの10人は女の人という枠を決めてやったとしたら、これはかえって悪平等みたいな形になる。そういうふうに私は理解しております。

○議長（久保谷実君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 町長の御答弁はよくわかります。私も能力のない人を管理職にさせてほしいと言っていることでは決してないんです。17年のときも申しましたけれども、ある地方自治体で能力のない女性職員が年功序列か何かで課長になって、その下の方たちが本当に困っている、町民も困っているという話も実際に聞いておりますから、町長のおっしゃることはよくわかりますが、今、町長の御答弁で、仕事への姿勢と経験、それから成果というのを見なければいけないとおっしゃって、確かにそのとおりです。でも、姿勢というのはある程度自分の資質ですね。経験とか成果というのやはり入ったときに与えられる仕事だと思うので、自分から、私はこれをやりますよとは普通の方は言わないもんですから、ですから上の方が、今町長がおっしゃったように、男も女もなく仕事をさせるようにしているとおっしゃっているのです、ぜひそういう仕事を与えて経験をたくさん積ませてあげてほしいと思います。学閥だとかそういうことのないようにぜひお願いしたいと思います。

もう1点、先般、行政機構の一部改革編成のお話を町長からいただいたんですが、ここでも国の最重要課題の1つであった女性行政が、その掌握分野の広さゆえに、私たちにしてみれば本当は担当課というのをつくっていただきたいとずうっと思っておりますが、町長公室の係というところで終わっております。しかし係長もついていないような係で女性行政をして

いくというところが、何か町の女性行政に対する姿勢が希薄に映って見えてしまうのですが、どうでしょうか。

そして次に、今、そのように女性管理職の能力がないと、今のところはですよ、町長はおっしゃっていらっしゃるんで、もし本当に能力のない人ばかりでなかなか進まないというのであれば、その人材をたまには、よく民間でやっておりますように、民間とか県とかに求めて、一度招いてみて、何年もやってもらって、女性の姿勢とか仕事とか行動とか仕事ぶりなどを日々の研修にさせていただくのも1つの手だと思いますが、そういうことはお考えになったことはございますでしょうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 今のは、結局どういう形で仕事をする場があるかということ、これが非常に大事な要素だし、そういう意味では、組織のあり方というのは非常に重要な要素ですけれども、やっぱり今の段階で総合的に考えた場合、女性関係の課をつくるという形での対応は具体的には出てこなかったというのが実態です。

それから、私は女性が管理職につく上での能力がないと言ったつもりはないので、そういう点で……。ただ、やっぱり客観的な条件として、非常に時間的な制約がかなり厳しい条件の中での勤務というのはなかなか厳しいという、やっぱり客観的な条件があるということは確かだと思うんです。

外部から人をということを考えてことがあるか。まあ、その点については正直言って具体的に考えたことはないし、現実的になかなか難しいんじゃないかと、そう思います。

○議長（久保谷実君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 現実的に難しい、確かに部署もあいていなければ難しいかもしれませんが、例えば結城市なんかでは、県からたしか、女性助役をお招きしていたように思います。ですから、本当にやる気があれば

できるんじゃないかなと私は思いますので、本当に心から女性行政というものを考えていただきたい。今の町長の御答弁で女性行政に対して課をつくる気はなかったとおっしゃっていますが、それでは困ります。先へ行って本当に困ると思うので、女性行政というのは、ただ女の人だけじゃないんです。男の人のためにもなりますし、家庭のためにもなるし、社会のためにもなる。そういう本当に掌握する分野が多いわけですね、DVにしろ何にしろ。そういうことを考えていくと、やっぱり女性行政課というのを立ち上げていただかなければ、男女共同参画社会というのは進展していかないのではないかと思います。

そして町長が再三おっしゃっておられましたように、女性は時間の制約があるとおっしゃいますが、女性はやる気になればやるんです。そのために保育所もあるんです。（「保育所もかわってやればいいじゃない」と呼ぶ者あり）ですからぜひ、本当にかわりたいぐらいです。心を込めて思いを込めて、ひとつ私、やっていただきたいと思います。金のないときには知恵を出せとの号令を町長、全庁舎に鳴り響かせて、職員を管理する人の立場が、目線をもっと上に上げて引っ張っていただきたいと思います。

先般研修に伺わせていただいた呉市でも、前に行かせていただいた日立市でも、トップの一言というのが本当に職員を奮発させているというのを目のあたりに感じてまいりました。5次総のいう「みんなの声の生きる町」の標題どおり、私もみんなの中の一人なので、私の声をぜひ生かしていただきたいとお願いして質問を終わります。

○議長（久保谷実君） これで7番石井早苗君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（久保谷実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでした。

午前11時57分散会

第 3 号

[ 12 月 14 日 ]

# 平成18年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成18年12月14日（第3日）

## ○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
17番	櫛田	豊	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

21番 細田正幸君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二君
助	役	大崎誠君
教 育	長	大崎治美君
消 防	長	木鉛章君
町長公室	長	糸賀富士夫君
総務部	長	石井定夫君
民生部	長	瀬尾房雄君
経済建設部	長	臼田計律君
都市開発部	長	渡辺清一君
教育次長		大竹利一君
消防次長兼消防課長		大津力君
総務課	長	湯原恒夫君
企画課	長	坪田匡弘君
財政課	長	松本功志君
税務課	長	横田健一君
社会福祉課	長	飯野利明君
総合保健福祉会館長		大崎匠君
都市計画課	長	篠原尚彦君
学校教育課	長	大塚康夫君
生涯学習課	長	宮本寛則君
中央公民館	長	北澤正一君

○議会事務局出席者

事 務 局 長 栗 原 繁 樹  
書 記 山 崎 貴 之

平成18年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成18年12月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成18年第4回定例会

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 新介護保険について 2. 心臓突然死対策のAED及び救急医療体制について	町 長
2. 柴原 成一	1. 今後の都市計画の方向性は？	町 長
3. 倉持 松雄	1. 安心して暮らせる阿見町継続のために	町 長
4. 荻島 光明	1. 公民館の利用について 2. 圏央道阿見インター（小池）のアクセス道整備推進について	教 育 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（久保谷実君） おはようございます。定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（久保谷実君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を2回といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） おはようございます。通告に従いまして一般質問いたします。町長を初め執行部の皆様には、明快な答弁をよろしく願います。

まず初めに、新介護保険についてお伺いいたします。昨年、3月議会でも取り上げましたが、今回の介護保険制度改正は、ふえ続ける介護給付を将来にわたって持続可能なものにするために、介護予防重視に転換した改正であります。我が国の本年6月末の介護保険の認定者は436万人に及び、その中で在宅利用者数264万人、77%、施設利用者数は80万人、23%となり、その介護保険の給付総額は在宅利用者の場合では、552億円で約55%、施設介護サービスでは、2,110億円で約45%となっています。施設利用者の割合は全体の利用者数の4分の1でありながら、給付総額では2分の1以上を

占めているという多額の給付を余儀なくされています。

当町においても国と全く同様の傾向があります。例えば、平成16年1月の在宅利用者数は468人で、1人当たりの総額は10万8,000円、施設利用者数は212人で、31万1,000円となっています。要介護認定者は今年8月で1,068人、発足時の2.2倍に達しました。介護保険負担料も16年度、17年度、18年度予算から見ますと、年1億円近い伸びを見せております。

このような現状と課題を踏まえて、増大する介護保険利用者と保険料の上昇をできるだけひかえ、要介護認定で要支援・要介護1となっている軽度者たち向けの介護予防を目玉に、介護保険が大幅に見直された反面、現場はどのように機能しているのでしょうか。その利用サービスのほとんどは、掃除、買い物など、生活支援のための訪問介護と、施設で半日過ごすデイサービス、通所介護です。これが本来動く体なのにヘルパーがかわってやってしまうから悪化する、元気なのにデイサービスで遊んでいるなどという批判もありますが、利用者の中には、ヘルパーさんが週一、二回来てくれるから部屋が片づき、お風呂がきれいになる。デイサービスでやると話し相手が見つかったというような、ひとり暮らし高齢者も多いのも事実です。

こうした人たちは、利用制度の詳細がわからず、戸惑いと当惑の声が挙がっているのも事実です。これまでヘルパー派遣やデイサービスの回数が減らされたり、車いすやベッドが取り上げられたりしているからです。保険料に見合うサービス料とはというような抜本的な議論が迫られています。

新介護保険制度では、市町村に介護予防の取り組みを義務づけ、その対象者である特定高齢者、要支援・要介護認定一步手前の予備軍的なお年寄りは、65歳以上の高齢者5%として、そのうち20%を予防で改善させるとしています。

当町の実態と課題についてお伺いいたします。今後も幾つかの修正や追加があると思いますが、4点について質問させていただきます。

1点目、特定高齢者の把握はどこまで進んでいるのでしょうか。特定高齢者を対象とした介護予防事業の取り組みについて、状況をお示してください。

2点目、予防介護サービスの拠点は、市町村が責任を持って行う地域包括支援センターです。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、3職種によるチームアプローチが重要になりますが、この半年間の活動で軌道に乗ってきましたか、お伺いいたします。

3点目、介護保険本体においても、介護予防サービスにおいても、その成果のかぎを握るのはケアマネジャーです。ケアマネジャーの資質の向上にどのように取り組まれていますか、お伺いいたします。

4点目は、平成23年度末、すなわち5年後に介護療養病床の廃止など、療養病床の半減を打ち出しています。それに伴う地域ケア体制の整備は緊急の重要課題ですが、減少に伴う現入居者の対応を特別養護老人ホームの設置の考え方も含めて、当町の対応をお伺いいたします。

次に、心臓突然死対策、AED（自動体外式除細動器）及び救急医療体制についてお伺いいたします。

このAEDにつきましては、昨年度一般質問いたしました。AEDが必要な大変不幸な事件が相次いでありましたので、再び提案いたします。今年4月には他の議員3名とともに3時間の普通救命講習会を受け、修了証をいただきました。一旦習得したAEDを含めた救命手当法の知識、技術の維持が容易ではないことから、2年から3年間隔で定期的に講習会を受けることになっております。

当町では、広報等で講習会の啓発をされているようですが、今後さらに多くの方々にこの講習会を受けていただくことが肝要であると思います。そこで1点目、町職員や町民の講習会の進捗状況についてお伺いいたします。

2点目、昨年9月議会で、不特定多数が集まる場所に積極的に設置すべ

きであると提案いたしました。総合保健福祉会館内の玄関口に大変わかりやすく表示され、庁舎内にもわかりやすく設置され、当局の素早い対応に敬意を表したいと思っております。東京済生会中央病院副院長で心臓病を専門にする三田村秀雄さんは、救急車が来る前に使うのがAED、将来は消火器のように一家に1台欲しいと、そのようにも話しておりますが、平成18年度導入数と保管場所についてどのように検討されたのか、お伺いいたします。

3点目、小中学校は緊急時の避難場所にも指定されており、かつ、保護者の皆さんや学校開放も含め、多くの皆さんが出入りする施設であります。できるだけ早く設置されるよう提案いたしますが、町長の御所見をお伺いいたします。

4点目、阿見町では救急車で現場到着の時間は平均6分ですが、病気、事故等の町民を救助するのは時間との闘いだと思っております。救急隊も大変努力されておられるとのことですが、全国的に救急車の出動回数が増加しておりますが、阿見町の救急車の利用件数の推移と、搬送病院の現状と課題から、今後の取り組みはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 難波議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の特定高齢者を対象とした介護予防事業の取り組みについてであります。

御承知のとおり、平成18年度からの介護保険法の一部改正に伴いまして、新たに介護予防を重視した予防重視型システムへの転換が図られ、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進することになりました。

今回の改正で特定高齢者、いわゆる要支援・要介護状態に陥るリスクの

高い65歳以上の方に対し、町では地域包括支援センターで策定した介護予防ケアプランに基づき、介護予防特定高齢者施策として、通所型介護予防事業を行ってまいります。

この通所型介護予防事業の内容は、1つ目として、ストレッチや有酸素運動による運動器の機能向上事業。2つ目として、口腔や義歯の清掃指導などを行う口腔機能の向上事業。3つ目として、高齢期に必要なバランスのよい食事指導などを行う栄養改善事業となっており、来年1月から実施する予定であります。

各事業とも3カ月から6カ月程度の事業期間を設け、事業終了後にその効果の評価を行い、評価の結果、必要であれば継続して再度事業を利用するなどして、要支援・要介護状態になることの予防を図っていきます。

なお、この事業の対象となる特定高齢者の把握については、市町村が実施している総合健診や基本健康審査の際に、受診された65歳以上の方全員を対象に介護予防のためのスクリーニングを実施し、その結果により市町村が特定高齢者を決定することになります。現時点では、9月分のスクリーニングの結果として、特定高齢者に該当となった方は少人数であったという結果が出ております。

次に、第2点目の地域包括支援センターの状況についてであります。

この地域包括支援センターとは、今般の介護保険制度改正によって新たに創設された機関であります。その設置目的は、高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指す地域包括ケアを支える地域の中核機関として、福祉・保健・介護の3分野の専門職である社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーが連携してさまざまな相談などに対応するためのものであります。町では、その関係業務を町社会福祉協議会に委託をしております。

この地域包括支援センターの主な業務としては、大きく4つほどありますが、1つ目は、高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に対

する相談への対応。2つ目は、要支援者に対する介護予防ケアプランの作成や特定高齢者に対する介護予防ケアプランの作成。3つ目は、町内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーへの支援。4つ目は、高齢者に対する虐待の防止活動などであります。

センターの半年間の主な活動について説明いたしますと、主たる業務の1つ目の相談に関しては、6カ月間で実人員240名、延べ人数946名の相談件数がありました。2つ目の要支援者に対する介護予防ケアプランの作成件数は155件で、特定高齢者に対する介護予防ケアプランの作成については、現在行っているところであります。3つ目の町内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーへの支援につきましては、町内のケアマネジャーのネットワークである阿見ケアマネ会を4回開催しております。4つ目の高齢者に対する虐待の防止活動については、早期発見・早期対応に努めているところであります。

また、町では、地域包括支援センターの公正・公平性の確保等を図るために、地域のサービス事業者、関係団体、被保険者の代表で構成される地域包括支援センター運営協議会を設置しており、引き続きセンターの円滑かつ適正な運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、質問第3点目の、ケアマネジャーの資質の向上のための取り組みについてであります。

ケアマネジャーとは、介護保険利用者本人や家族と相談しながらケアプランを立て、介護サービス提供事業所への連絡・調整を行うなど、利用者と介護サービス提供事業所との橋渡し役を行う介護の専門家のこととなります。

町では、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが、随時町内のケアマネジャーに対し相談や支援を行うとともに、町内のケアマネジャーのネットワークである阿見ケアマネ会を原則2カ月に一度開催し、情報の交換や、介護保険制度、施策などに関する研修等を行っているところであります。

ます。

次に、第4点目の介護療養型医療施設の減少に伴う現入所者の対応についてであります。

介護療養型医療施設とは、急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方を対象とする介護保険適用の療養病床を有する病院・診療所などのことですが、この介護療養型医療施設の利用状況としては、必ずしも医療サービスを必要としない方も利用しているのが実態とも言われております。

このような現状を踏まえ、厚生労働省では、療養病床の再編成を行うこととしております。再編成の形としては、療養病床全部を廃止するのではなく、医療サービスの必要性の高い方を対象とした医療療養病床は存続させ、介護療養病床は老人保健施設などへの転換を進めながら、6年間後の平成24年3月末までに廃止することとなります。

町内には介護療養型医療施設はありませんが、他市町村にある介護療養型医療施設を利用している方が現在10名ほどおりますので、今後、医療・介護の必要の度合いに応じて適切なサービスが利用できるよう、町としても相談・支援していきたいと考えております。

また、特別養護老人ホームの整備に当たりましては、きのうの一般質問で細田議員の質問に対してお答えしておりますが、平成21年度から平成23年度までの第4期事業計画期間内で広域型50床の特別養護老人ホームを町内に整備することについて検討することとしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、大きい質問の2点目の心臓突然死対策及び救急医療体制についてお答えいたします。

まず、AED、自動体外式除細動器に関してであります。この件につきましては、昨年の9月議会でも難波議員の質問にお答えしたところでありますが、今回はその後の進捗状況と今後の計画についてお答えいたします。

まず、1点目の町職員及び町民に対するAED講習会の状況についてですが、救命効果を高めるためには、救急隊を含む医療体制の充実とあわせて、住民に対する応急手当の普及を図ることが必要かつ急務であることは、統計的にも明らかなことでもあります。特に現在は、一般市民もAEDを使用できるようになったことで、AEDを使った救命法の普及啓発の重要性がさらに高まっております。

消防本部では「応急手当の普及に関する実施要綱」に基づきまして普及を図っておりますが、これまで延べ5,000人の方に受講していただいております。うちAED講習の受講者は2,000名を超えております。

今後5年間で傷病者のそばに居合わせた応急手当ができる人、いわゆる「バイスタンダー」を町民5人に1人の割合に当たる約1万人育成することや、既に受講している者に対する再講習の実施、公募講習会の開催増、中学校教育の中での普及等を計画するなど積極的に普及活動を実施してまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、町職員に対するAEDを使用した講習については、町職員、社会福祉協議会職員合わせて51名が受講しているほか、各地区の自主防災組織が行う訓練において受講している者もおります。今後もAEDの配備にあわせ、職員に対する講習会を継続して行っていく考えであります。

次に、2点目の現在の導入状況と、3点目の小中学校への導入について、あわせてお答えいたします。

現時点では役場、総合保健福祉会館、阿見第一小学校にそれぞれ1器、消防署に3器が導入されておりますが、さらに今年度末に導入を予定しているところは、中央公民館、かすみ公民館、君原公民館、本郷ふれあいセンター、舟島ふれあいセンター、福祉センターまほろば、総合運動公園の7カ所、19年度導入を考えているのが、全小中学校11校と消防署の2器の追加配備であります。

以上により、常時大勢の人が集まる施設への配備と、消防署における消

防・救急車両への配備が概ね整うものと考えます。

次に、4点目の救急車の利用件数の推移と搬送病院の現状、今後の課題についてであります。

救急出場件数は年に約5%増加し、平成17年では1,576件となっており、5年前の平成12年と比較しますと、約300件増加しております。そして、平成18年は1,600件を超えると予想されます。

次に、搬送病院の現状であります。当町は救急搬送先の確保について比較的恵まれている地域ではあります。このことは病院収容時間、つまり119番通報から病院到着までに要する時間にあらわれておりました。阿見町の場合、県平均より約4分早い、約25分となっております。

しかし、最近当町及び近隣町村の医療機関において内部組織の改編により、夜間帯の受け入れ態勢が従来と比較して悪化しておりました。医療機関収容時間が遅延することがあります。

特に精神科領域につきましては、受け入れ態勢が整備されていないため、遠距離搬送と長時間の救急活動を強いられており、これは全県的な課題となっているものであります。このことにつきましては、今後も町保健部局と調整して、救急医療体制の確保について関係機関に対しさらに働きかけてまいりたいと考えております。

次の課題としましては、年々進展している救急需要増大への対策についてであります。救急出場のうち軽症、いわゆる入院を要しない方の利用が約55%となっておりまして、救急車の同時出場も平成17年には228件で、これは全出場件数の約15%に当たります。

この状態がさらに進めば、重症患者の対応のおくれ、また、他の消防業務への影響が懸念されますので、現在、町広報誌や、また救命講習会などの機会に救急車の適正利用に関して町民の方々に理解を求めているところであります。また、国の対策としましては、救急車の一部有料化、119番受信時の救急対象者の選別、民間救急車の有効活用などが検討されております。

す。

いずれにしましても、この地域に合った効率的かつ効果的な救急業務の達成に努力してまいる所存でありますので、議員並びに町民の皆様方には御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） ただいま10番吉田光男君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は21名です。

4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 質問いたします。

最初に、新介護保険について2点ほど質問させていただきたいと思えます。

要支援1、2の方は今回の新予防給付の対象となり、地域包括支援センターで介護予防プランが作成されておりますけれども、答弁にもございましたけれども、その対象者にストレッチ、有機機能訓練、栄養改善指導、口腔ケア、3カ月から6カ月の単位で継続するなりしていくという、高齢者支援に移行される、今後計画されているということでもありますけれども、福祉養護サービス変更の中で特に困っていることなんですけれども、利用できる品目が限られたという今回の改正であります。

現場で介護している方の声を紹介いたしますけれども、要介護1でも特殊寝台や床ずれマットを必要としている方、また腰痛、ひざ痛のため立ち上がり困難な方、介護度だけでは利用できない個々の身体状況が、軽度認定状況があります。軽度認定者にベッドが使えないというのは疑問だとしております。むしろベッドを使わずに体調を悪化してしまう危険性があると指摘しておりますけれども、そういった場合には新予防給付の中で貸し出しができるのかどうか、1点、お伺いいたします。

2点目は、先ほどにもケアマネジャーの資質向上ということで、研修も行われている御答弁がありましたけれども、問題なのは、委託されたケア

マネジャーのつくる予防介護のケアプランが8人までと限定されてしまったことです。介護予防の対象になりそうな軽度利用者からは、「ケアマネさんが変わってしまうのは不安」という声も多いわけですが、そのケアマネジャーの変更があるのかどうかをお尋ねいたします。

また、次に、AEDについてであります。ありがとうございます。18年度の設置箇所は7カ所、また19年度も随時設置していくというお話でありましたけれども、1点質問いたしたいと思います。

最後の答弁の中で、救急車の出動件数がかかりふえているという御答弁でありましたけれども、適正利用ということでかなり苦慮されているという答弁でありましたけれども、広報等にもまた随時載せていくということもありましたけれども、聞き及んでいることには、東京医大が近くにありながら、精神科医も今、長距離的になられたという御答弁でありましたけれども、子供のほとんどが今、土浦協同病院のほうに搬送されていると聞き及んでおりますけれども、町から現在、東京医大に搬送受け入れの働きかけはどのようにしているのか、今後できないものかどうか、1点お尋ねしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） お答えいたします。

まず、1点目のベッド貸し出しの件ですけれども、現状では貸し出しできないことにはなっておりますけれども、どうしても必要な方はいると思うんです。そういう方につきましては、違う方法で貸し出しの方法を考えながら対応していきたいというふうに考えております。これはケアマネさんのほうからの紹介とか、そういうものを受けまして、違う形での貸与を対応していくということで考えております。

それと、プランの8人までという限定ですけれども、現在のところ決ま

りの中の変更はないとは思いますが、できるだけ引き続き対応できるように協力しながら、数字的な話としては変わりはないんですけども、なるべく変わらないでできるような方法を検討しながら、患者さんの不安をなくすような方法を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 消防長木鉛章君。

○消防長（木鉛章君） お答えいたします。

救急出場の東京医大にかかわる小児科医療、小児科の患者が土浦協同病院に搬送される部分についてでございますけれども、東京医大につきましては、11時以降の救急については専門の先生がいない場合には引き受けないというようなことの内部の決まりになっているようでございます。

協同病院のほうに搬送しますことにつきましては、県の3次救急指定病院になっております、これは筑波メディカルも同じでありますけれども、その上に、小児科につきましては県の指定病院というようなことで、協同病院のほうへ搬送しているという状況でございます。

以上です。

○議長（久保谷実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。

今、介護保険のほうですけれども、ちょっと1点、ケアマネジャーの受け持つのは変わらない方向に行くということですが、変わっていないんじゃないかということですが、今回の改正では、委託された包括支援センターからですけれども、そのように私の資料ではなっているんですけども、今まで50名からケアマネさんがお持ちになっていたものが39名に変更になるとか、そういう変更は本当はないんでしょうか。

だから、ケアマネがケアプランを立てる場合とか、そういうものの変更等は、私の資料では、今までは50人持てるということになっているんですけども今後は39人までという、そういう改正がたしか今後出ていると思

うんですけれども、そういったことは全然ありませんか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） お答えいたします。制度上はそういうふうになるということです。それは間違いございません。50から39にはなりますけれども、先ほど8人云々とありましたよね。そういう数字の中でも調整をしながらやっていきたいと思いますという体制をとっていきたいというふうに考えているということでございます。

○議長（久保谷実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。

最後でございます。わかるというか、最後にしたいと思います。最後に要望ですけれども、講習会の御答弁の中で、職員の人数が私の中では少ないように思うのですけれども、今後本当に職員の皆さんが数分を争う緊急事態のときでも、まず職員の皆さんが町民の安心・安全を守っていくためにも、率先して講習会を受けて、地域の皆さんと一緒に、ぜひ定期の講習会を開催していただきたいというふうに思っております。

また、最後に、介護保険についてでありますけれども、今後も社会状況において本当に変化、変化で改正されていくものであると思いますけれども、実際に介護に従事しているヘルパーさんやケアマネジャーさんの意見を参考にして、現場重視の声を生かすことによってよりよい介護保険制度が構築されていくと思いますので、引き続き御努力をお願いしたいと思います。また、ベッド貸し出し等についてもそうですけれども、こういった矛盾が随所できておりますので、今後もぜひ町からも県、国へもそういった実態を把握して働きかけていっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、2番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔2番柴原成一君登壇〕

○2番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

私の質問の趣旨は、今後の都市計画の方向性はどうするのかということです。1つには、次期都市計画の策定についてでもあります。

私は、さきの9月議会で市街化調整区域における区域指定の問題を取り上げさせていただきました。町内での区域指定の考えはないとの御答弁でしたが、いささか釈然とせず、いわゆる都市計画について少し勉強し直してみました。いわゆる不動産業の目線ではなく行政の視点で、地域づくりの根幹ともいえる都市計画の問題を掘り下げてみようと思ったのです。

というのも、前回の質問の経緯で明らかになったことの1つに、町の都市計画マスタープランは平成9年3月に策定といますから、平成8年度につくられたのが最新版であるというのがわかりました。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた、市町村の都市計画に関する基本的な方針のことで、市町村が創意工夫のもとに市民の意見を反映して、都市計画の総合的、長期的な将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本方針を定めるものと定義されています。

土地利用というまちづくりの根幹を示すものが10年近く見直しもされず、放置されていたというのは言い過ぎかもしれませんが、議員の私ですら知らなかったのですから、町民の多くはマスタープランがあることすら知らないかもしれません。

合併問題との関連などと言いわけはあるかもしれませんが、人口減少、超高齢化、そして財政難の時代だからこそ新たな土地利用の方向を町民とともに考え、見据えていくためにきちんと論議、検証されたマスタープランが必要です。区域指定の是非などもその中で検討されるべきだと思います。

実は、平成12年に都市計画法が改正され、県は14年に新たなマスタープランを策定、さらに昨年9月には茨城県都市計画の見直しガイドラインを

まとめました。すなわち、県内に41ある都市計画区域マスタープランの策定に先立ち、県のマスタープランが策定され、市町村が活用しやすい形での都市計画制度等がガイドラインに示されたのです。

こうした経緯の中で、お隣の土浦市では、平成16年10月、土浦市都市計画マスタープランが策定され、延べ5,000人の市民参加による計画づくりを行ったとしてそれなりの評価を得ました。阿見町は平成15年度に第5次総合計画を策定しているわけですが、これをベースにした都市計画の見直しを行う考えはあるのでしょうか。圏央道の阿見東インターまでの開通を来年に控え、区画整理事業が一定の区切りを迎えた今、この事業の検証を含めた見直しは必要と考えますが、町長はどのように取り組むのでしょうか。

ここで、私は決して正式な見直しを要求しているわけではないのです。ここで提起しておきたいのは、町民参加による計画づくりこそがまちづくりの第一歩になるはずということです。そして、この前提となるのは情報の公開だということです。

阿見町では、例えば町のホームページからマスタープランどころか、都市計画そのものの情報も引き出すことができません。それだけ古くなってしまっているからでしょうか。お隣の牛久市では、都市計画課ホームページが充実していて、「都市計画講座」というメニューまであります。土地区画整理事業の何たるかまでを非常にわかりやすく説明もしています。例えば、区域指定は無理でも、住民サイドが住環境の向上を図るために地区計画を求めることもできるはずですが、町から得られる情報では、こんなことも資料もありません。大体これが現状だと思います。

こうした地域づくりの学習の機会を全町民に聞くことはとても大事なことで、都市計画及びそのマスタープランづくりは格好の機会だと思います。阿見っていいなって思われたいの私だけではないと思います。その阿見町の未来図をどう描くか、まさに都市計画にかかっていると私は考えるのですか、町長、いかがでしょうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） お答えいたします。

都市計画は，都市の健全な発展と秩序ある整備を行い，国土の均衡ある発展を図るために，都市計画法に基づき行うものとされております。

まず，いろいろ議員からの質問の中にもありましたが，都市計画法改正等に関する最近の動向から入りたいと思います。平成12年の改正前の都市計画法は，昭和30年代後半からの高度成長の過程で，人口や諸機能が急速に都市へ集中した経過がありまして，その結果，市街地が無秩序に外延化し，全国共通の課題として深刻化していたことから，その対応を図るため，線引き制度や開発許可制度等の導入を骨格として，昭和43年に制定されたものであります。

しかしながら，近年の少子高齢化の急速な進行により，都市への人口集中は全国的に沈静化してきたこと，最近またちょっと別の動きも多少あるようでありますけれども，基本的なこういう流れになってきている。また産業の立地については，交通や通信網の整備，モータリゼーションの進展に伴いまして，立地上の制約条件が少なくなってきたこと，さらには質の高い住まい方，自然的環境や景観の保全・創出に対する意識も高まってきたことなど，これまでの都市化の時代から安定・成熟した都市型社会へ移行してきており，こういう状況に対応するため，平成12年，都市計画法の改正が行われたところであります。

その主な改正の内容は，都道府県がすべての都市計画区域ごとに都市づくりの方向性を示す都市計画区域マスタープランを作成することとしたことや，線引き制度及び開発許可制度の見直し，あるいは既成市街地の再整備のための新たな制度の導入等であります。

この法改正を受けまして，県では都市づくりの基本方針となる茨城県都

市計画マスタープランや都市計画の見直しガイドラインを策定したところ  
であります。

ここで御質問の直接の内容に入りますが、「今後の都市計画の方向性につ  
いて」であります。基本的には、これらのマスタープランやガイドラ  
インの枠内で進めていくということになるわけであります。

マスタープランにおいて当町は、市街化区域及び市街化調整区域の区域  
区分を定める、いわゆる線引き区域となっております。ガイドラインに  
示されている「茨城らしい区域区分制度の活用方法」によれば、地区計画  
や区域指定の制度を活用することにより、調整区域であっても一定の建築  
物の建築ができる、いわゆる準市街化区域の土地利用が可能となるわけ  
であります。

ただし、無計画に地区計画制度を活用することは、秩序ある都市づくりに  
大きく影響することが考えられるため、町の総合計画や都市計画マスタ  
ープラン等との整合、地区の要件、関係機関との調整等が必要であるとさ  
れております。

町としましては、平成21年度からの阿見町第5次総合計画後期計画の策  
定にあわせ、新たなマスタープランを策定する予定であり、その中で市街  
化調整区域の地区計画等についても検討したいと考えております。もちろ  
ん柴原議員が言われるように、町民参加という形を取り入れた形で十分に  
議論して、この際にマスタープランをつくる、そういうふうに対応してい  
きたいと考えているわけであります。また、区域指定制度の活用につきま  
しては、本年9月の一般質問で答弁したとおり、当分の間は原則実施しな  
いこととしておりますが、市街化の進行状況や社会情勢等を十分見きわめ  
た上で、総合的に判断していきたいと考えております。

いずれにしましても、今の段階では本郷第一地区以外の区画整理につい  
ては大体終結したという形でありますけれども、これの事後処理というか、  
そういうものもまだきちんとは固まっていない。それから、県が進めてお

りますインターチェンジ周辺開発，それから区画整理という形をとりませんけれども，荒川本郷地区でも実質的に基幹的な施設の整備，当然それとあわせて具体的な土地利用の問題，こういうことが具体的に議論されるわけですから，今そういう問題について，もちろん先ほど言いましたような町の都市計画のマスタープランをつくるわけでありますけれども，それに先行して地域住民との話し合いとか，もろもろの対応が必要と思われるので，そういう中で全体的な大枠としては県のマスタープラン，それからガイドライン，そういう基本的な枠の中で，また町としてつくる都市計画マスタープラン，そういう中で現在の状況というものを十分踏まえて，地域住民との議論も重ねた上で望ましい計画をつくり，これからの将来を展望した形での地域づくりを進めていきたいと考えております。

○議長（久保谷実君） 2番柴原成一君。

○2番（柴原成一君） ありがとうございます。

私が望んでいる町民参加の形でまちづくりを行うという答弁をいただきましたので，私はほかに何も言う必要がありません。今後の阿見町の都市計画をよろしく願います。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） これで，2番柴原成一君の質問を終わります。

次に，15番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔15番倉持松雄君登壇〕

○15番（倉持松雄君） 「安心して暮らせる阿見町継続のために」と題してお伺いをいたします。

今後の当町の財政健全維持のためには，新しく事業に取りかかるときには，空想ではなく現実を見つめ，さらに現金を数えてから取りかかることが肝要であると思います。幸いにして我が町は，川田町長を初め，歴代町長と執行部，議会人が知的財産を抵当に入れてもよいというような真剣な気持ちで取り組んできたからこそ，現在の阿見町があることは言うまでもなく，町長に対し一町民として深く敬意と感謝を表する次第であります。

ほかの自治体には見られないほど、区画整理事業を初め、中央公民館や4つの地区館、さわやかセンター、環境センター、運動公園、それから町民の森など、すばらしい事業を展開してまいりました。さらに、これは県でありますけれども、派出所も上郷に移転しました。

しかし、振り返ってみると、昔、予科練で栄えた湖岸地区が寂しくなっているように思われます。これでは真の発展とは言えません。

そこで、現在整備されつつある（仮称）平和記念公園をさらに充実させるためには、訪れた方々に感激されるような記念館を建てなければなりません。また、現在不足とされている老人の施設、昨日、細田議員の質問にもありましたが、湖岸方面へ早急につくらなければならないと思います。

さらには置き去りにされているような感じがする南の方面、福田、小池方面では、小池城址跡の公園に連日お客さんでごった返すどきどきファームのような町営レストランを開業するとしたならば、均衡のとれた本当の発展した町と言えると思います。また、荒川沖駅、右狹の一部が当町に属していたならば、これまた変わった発展があったのではないかと推測いたします。

しかし、夢を描くのは簡単であります。現実のものとしようとしたならば、これは大変なことであります。どれをとってみてもお金が先決。お金は使うことより稼ぐことのほうが先であります。この順序を間違えますと、北海道夕張市の二の舞を踏むことになります。当事者はお金をばんばん使って名誉を残したつもりが汚名を残し、子供や孫は表通りを歩くことができず、亡霊に取りつかれ苦しんでいるかもしれません。

そこで私は、今まで広げた大風呂敷を一たん閉じて、お金を数えてみるのが川田町長に課せられた大きな課題だと思います。その1つが、国庫補助金を含めて88億7,600万の大金を投じた本郷第一区画整理事業地内の保留地を完売することです。36億5,900万のお金を回収するには、来年7月にオープンと発表されました大型商業施設の繁盛度にあると思います。

7つないし8つの業種の店のそのうちの1店でも売れ行き不振に陥り、閉店もしくは入れかえでもしたならば、イメージダウンは避けられません。この商業施設を繁盛させるためには、現在工事を進めている行きどまりに等しい荒寺線を県道土浦竜ヶ崎線まで延伸整備することが不可欠であります。これができれば本郷第一53.7ヘクタールと合わせて本郷第二地区185.7ヘクタールの地価評価が上昇するに伴い、町の収入が今後30年間増加するのではないかと思います。これが本当の潤いのある町というものであります。

本郷第一、第二の背骨に値する荒寺線を何が何でも県道まで貫通させて、都市計画が決定されている本郷地区の発展に全力を傾注していただきますよう強くお願いを申し上げます。延伸整備についての町長のお考えをお尋ね申し上げます。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 倉持議員の質問にお答えいたします。

まず、将来の阿見町の発展についての積極的ないろいろな御提言をいただきまして、ありがとうございます。

問題は、具体的な事業、その展開になってくるわけではありますが、この都市計画道路荒川沖寺子線は、本郷第一地区を中心とした阿見西部市街地を起点にしまして、都市計画道路寺子飯倉線との連結により、総合運動公園や東部工業団地などの公共施設が集積する阿見東部市街地とを結ぶ幹線道路であり、JR荒川沖駅や圏央道インターチェンジ、阿見中心市街地への連絡など、阿見町の交通ネットワークを構築する上でも非常に重要な路線であることは言うまでもありません。

現在、荒川沖寺子線は、JR荒川沖方面から本郷第一地区内までの約900メートルが供用開始となっており、さらには独立行政法人都市再生機構、

これは旧住宅都市整備公団の後の組織であります。土地区画整理事業から撤退した荒川本郷地区内の約1キロメートルの区間について、まちづくり交付金事業による国からの補助金と、都市再生機構からの負担金を財源の一部として、平成20年度供用開始を目指し、整備を進めているところであります。

ところで、御質問の県道土浦竜ヶ崎線までの整備延伸につきましては、延長が720メートルほどであります。狭小な既存道路への流出防止等による安全性の向上や、さきに述べた交通ネットワークを構築する上でも不可欠であると考えております。

また、県道までを供用開始する効果によって沿線の開発が進み、商業施設の進出等により、地域の活性化や本郷第一地区の保留地の販売促進が図れることは十分に考えられ、その結果、議員御指摘のとおり、固定資産税の増収や雇用促進などのさまざまな効果が期待できることは、町としても認識しているところであります。

したがって、現在の整備区間の完了後、継続して県道までの延伸整備に着手することが理想であります。整備にかかわる概算事業として約8億円を要することに対し、現在町の財政事情は引き続き非常に厳しい状況が予想されており、また国の補助金につきましても、道路特定財源の見直しの動向により今後の補助事業の新規採択が不透明であることから、直ちに継続した整備を進めていくことが非常に厳しい状況にあるわけであり、つましましては、これからの町の財政状況等を見ながら、できるだけ早い時期に整備ができるように努めていきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いします。

いずれにしても、この厳しい状況の中で、先ほどお話の出ました予科練平和記念館、こういうものをやらなきゃならない。もろもろの緊急的な課題があるわけでありまして、そのために必要とする経費がかなりのものになる。一方で、歳入のほうはどうかというと、なかなか国の三位一体改革

の次の段階の地方分権への具体的な成果がどういう形で出るか、こういう点もある程度不透明な点がある、そういう状況の中ですから。

ただ、全体的な見通しとしては、東部工業団地へも今年度だけでも4社の進出が決まり、近々大きな企業の起工式があるとか、あるいは阿見東インターチェンジの近くの県の区画整理事業についても、近い将来にはいろいろな形で大型の施設が投入されるとか、そういう見通しがあるわけですから、やはりここ三、四年特に厳しい時期だと思いますので、その辺を皆さんと十分に協議し、実態・状況というものを幾らかでも改善するような努力をしながら、今、倉持議員から提案があったあそこの道路整備等についてもできるだけ早く見通しをつけていきたい、こう考えております。よろしく申し上げます。

○議長（久保谷実君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 今、町長から前向きのような、ちょっと横道それたような返事をいただきましたけれども、私、先ほど申し上げましたように、お金は使うよりもまず稼ぐことが先と強く申し上げたはずでございます。お金がない緊縮状態に記念館をつくるというのは、ちょっと方向が間違っているんじゃないかと思います。

この本郷地区に力を入れれば、先ほど申しました町長もわかっていますが、固定資産の評価もあるわけですから。私もあそこに住んでいて取られるほうですから本当は反対したいんですけども、ここまで来ちゃってはしようがないと、お金を持ちたくなくても持って、町に納めるものほうと納めるほかないと、そういう心構えでこの質問をしたわけです。

私も本当はそんなものをつくらなくて逆線引きしちゃったほうがいいんですが、ここまで来てそういうことはできません。そんなものですから、ここまで来てはもう町に奉仕するほかないと、そういうふうに関心を決めておきまして、収入の見通しのつかない記念館をつくるよりは、私は道路のほう先だと、このように考えます。

町長、やはりお金は使うよりも稼ぐのが先、これが経営になる。町長、その点、お金がないのにどうして記念館を先につくるのか、お尋ねします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） これまでの経過も踏まえまして、お金がないからいろいろ考えながら、またああいう非常に貴重な歴史遺産、そういうものを全国にPRするための施設でありますので、金のつくり方についても大勢の人に協力してもらい、そういうような観点から広く寄附を募って、それを財源の一部として有効活用しながら進めるということを考えているわけで、そういう意味では、やはり早い時期に整備するということが、そういう形で多くの人たちの協力をいただく上では必要だろうと考えているわけでありまして。

○議長（久保谷実君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 全国にPRをする、そして早い時期につくるということでありましてけれども、お金がないのに借金してつくるということでは、町は、財政はますます厳しくなると、私はこのように思います。

記念館をぽっかりつくったから収入がふえるんですか。記念館に来るお客さんでも呼ぶのか、どのような計画になっているのか。まさかヘリコプターで連れてくるわけにはいきませんから、どこの道路を整備するのか。そういうことを考えてみますと、今荒寺線だけつくれば、あとの固定資産税はふえるんですから、町に収入がふえるんです。先ほど申しましたように、私も取られるほうですから嫌なんですけれども、もうそうするほかないと思います。荒川本郷は183.7キロですか、それも都市計画がされておりますし、ここは今のままでは物納もできません。この地区に生きている方々を助けるためにも、また町のためにも、ぜひこちらのほうが優先だと私は思いますが、町長、どういう観点からそういう判断をしたのか、お尋ねします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 予科練平和記念館については、これまで議会としても議論してきた長い経過がありますし、議会だけでもなく、関係者との長い検討の経過があったわけであります。特に先ほど私は、この三、四年が一番厳しいという話をしましたけれども、予科練記念館建設についてはかなりの起債を受けることもできる。今やはり非常に厳しい1つの要因としては、例えばさわやかセンターとか、かすみクリーンセンター、ああいいう大型施設の償還金がここ四、五年の間はかなりありますが、それが四、五年後にはなくなるとかなり重しがとれるという、そういう見通しもあって、長期的に見た場合に可能であると、そういうふうな考え方です。

○議長（久保谷実君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 予科練の記念館は大きな起債ができる。じゃあ、道路はできないのか。予科練記念館というのは幾らの起債で幾らかかるのか。今後お金を持たないで起債ばかり当てにして、そういうようなやり方では、町は財政的に非常に無謀な道を走ってしまうと私は思います。

まず、お金は回収できるのか。道路をつくれれば回収できるんです。先ほど何回も申し上げた、町長も知っていますよね、固定資産税も増加します。そして、そのようにお金を持ってから使う、これが本当の使い方だと思います。起債は何億で起債ができるのか、私もこれ1回しか質問がございませんので、詳しくその説明をお尋ねしたいと思います。とにかく川田町長はやはり町民のためにお金を大事に使ってくださったという、この名前は絶対消え去ることのないような町政をとっていただきたいと私は思います。細かくはまた次回の質問にいたしますので、きょうはこれで終わります。

○議長（久保谷実君） これで、15番倉持松雄君の質問を終わります。

次に、20番荻島光明君の質問を許します。登壇願います。

〔20番荻島光明君登壇〕

○20番（荻島光明君） それでは、2件の質問をいたします。

1つは公民館の利用について、2つは圏央道阿見インター、小池インターですね、これのアクセス道路整備推進についてでございます。

まず最初に、公民館の利用について質問いたします。この件については前回の9月議会と全く同様の内容の質問になります。前回の質問の答弁が、「検討をする」という答弁ですので、この答弁に納得いきませんので、きょう引き続き質問することになったわけです。

最終的に公民館規定の変更は、公民館審議会の中で決まっていくということですので、私の質問には教育行政のトップの教育長に質問しているわけですから、町として、教育長として私の質問にどういう考え方をしているのかということに答弁を求めたわけでございますけれども、検討するという答弁に終始をしたので、同じ質問を繰り返すことになったわけです。

繰り返しの質問ですので、前回よりは中身を省略して質問をさせていただきます。阿見町は中央公民館と4つの地区館があり、合わせて5つの公民館が設置されております。使用に制限のない、つまり多様な利用ができる町民会館や文化センター等の施設がありません。このように社会文化施設整備に偏りがある阿見町は、町民の自由で多様な活動利用に多くの支障があるのが現状でございます。ですから、公民館貸し館については、公民館管理運営の根拠法である社会教育法に照らし、可能な限り町民要望を満たす貸し館規定をつくり、その利用を図っていくことが切に求められております。

さらに、阿見町の場合、趣味等の同好会等、土浦市民との歴史的、社会的関係が深く一緒になって活動しておりますので、特にこの点は考慮される必要があるのです。利用する同好会や組織団体の構成員の70%以上が阿見町民でなければ利用を認めないとする現行の規定を、50%以上に改定することが必要であります。また、町外者が50%を超える場合は、町内利用

者を優先する条件で、有料で利用させることが望まれます。いかがでしょうか。

土浦市、美浦村、牛久市、竜ヶ崎や取手市等、近隣の市町村を前回の質問よりもさらに広く範囲を広げまして再度調査をしました。各施設の整備状況から、阿見町の整備状況等を照らし合わせて一番参考にできるのは、隣の美浦村のケースだという結論に私は至っております。美浦村がどんなふうな形でやっているか、これは前回の教育長の答弁の中にもありましたけれども、美浦村は村内外の混在団体の場合、村外者が50%を超えると料金規定、規定の1.5倍の料金を徴収しております。そして、申し込みの受付にも町民との格差をつけて、町民は30日前から受付しておりますが、村外の住民が多い場合は15日前からとしております。

このように利用料金や申し込み期間に差を設け、町内の優先性、町民の優先というものをしっかりと確保して、町外の方たちもまじっている団体の、あるいは組織の利用も図っていくと、こうしたことが必要であると考えます。そうした町外の人たちがまざっている同好会等や組織団体等、こうした人の利用がふえれば館の維持管理費が少しでも浮くということであります。財政的な観点からしてそうした利用は大いに進めるべきだということふうに思います。改めて教育長の答弁を求めます。

次に2つ目、圏央道阿見小池インターのアクセス道路の整備についてでございます。圏央道の開通が3カ月後となりました。阿見町にとって初めて高速道路が直結してくるわけでございます。常磐道を通じ、東京都心から阿見町まで1時間以内となるわけです。この圏央道と阿見地内2つのインターに接続するアクセス道路を生かすことができれば、阿見町の社会的、経済的発展の新たな起爆剤になることは間違いありません。

とりわけ阿見小池インターから荒川本郷地域を通過し、阿見市街地の、元はマルエツ、今はタイヨウですか、タイヨウ前で125号バイパスにつながるアクセス道路小池阿見線は、圏央道アクセスとして、阿見東吉原インタ

一からのアクセスとは比較にならない非常に阿見町にとって非常に重要な路線でございます。

今、阿見町全体の中で最もその整備が急がれ、最も重要な路線でございます。小池阿見線アクセスは、荒川本郷市街地、阿見市街地とつなぐ、特に荒川本郷第一区画整備事業を初め、とりわけ都市整備公団が撤退してしまった荒川本郷地域、先ほど倉持議員が一生懸命力説していましたが、荒川本郷地域の市街化づくりに最大のプラス影響があります。私は、このアクセス道路の整備が遅れば、荒川本郷地域に50億円以上もの大金を投資するこのまちづくりは、その投資効果はなかなか得られない。当町の財政的ダメージが非常に大きくなっていくというふうに考えております。つまり荒川本郷地域のまちづくりは、この小池阿見線が入ってこないと失敗をするというようなことと私は考えております。あそこのまちづくりはうまくいかないというふうに考えております。

私は、3年9カ月前の平成15年3月議会の一般質問で、この圏央道の小池阿見線のアクセスの重要性、そしてこの整備を阻害する大きな筆界未定というこの問題があるということ具体的に指摘をし、問題解決に県が早急に取り組むよう、町はあらゆる努力を行うことを求めた質問をしました。にもかかわらず、3カ月後には圏央道ができるのに、小池インターのアクセスが阿見につながらないというのはまことに遺憾であります。

町長に伺います。1つ、これまでの町の取り組み経過と今後の取り組みについてお答えをいただきます。2つ目、この小池阿見線の整備完了はいつごろになるのか。どんなふうな考え方、見通しを持っているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） おはようございます。

公民館の利用についてお答え申し上げます。

まず、質問の1点目については、本年9月の第3回定例議会でもお答えいたしましたとおり、公民館は地域住民の生涯学習の拠点であり、建設費や運営費等いろいろのお金が町民の税金で賄われており、町民利用が最優先と考えております。そのような考えから、公民館利用認定団体につきましては、今現在の規定どおり、10名以上の利用団体で町内在住者が70%以上であることで運営していきたいと考えております。

次に、2点目の質問でございますが、この辺よくお聞きいただきたいと思っておりますけれども、今後、10名以上の団体で町内の人が50%以上で利用できるとする考えでおります。申し込み等の利用については、質問者がおっしゃるとおり格差をつけるなど、町民の利用を最優先して考えていくというつもりでおります。今、質問者がいろいろの市町村の調査をされたようですけれども、この格差につきましては、私どももそういう調査の結果を踏まえまして十分に加味していきたいと、かように考えます。

また、使用料につきましては、現在阿見町は財政的に逼迫しており、緊縮財政がとられております。そのために町民や各種委員会などでいろいろ意見を伺いますと、受益者にもある程度応分の負担をしていただくような形をとったらいんじゃないかというような声が聞こえてまいりますので、私どもも応分の負担をしていただくという考えで今進めております。

また、この規定の見直しとあわせまして、公民館使用料を免除している社会教育認定団体及び文化協会への登録団体等については、この使用料について今後もいろいろな方面の意見、また公民館運営審議会及び社会教育委員会、こういう方々の御意見などを十分に伺いながら検討していただいて、皆様が納得して、また町民が喜んで参加していただける、利用していただける公民館運営をしていきたいと、かように思っています。

教育長という名前が何度か出ておりますが、御存じのように、日本の国は組織社会でございます。私が、ああ、そうかと、今言われたことに対し

て即答できるという問題ではございません。今のいろいろの点で十分に町民の声、各種委員会、審議会、そういうものの御意見を伺いながら、4月にはできれば新しい方向で公民館の運営を進めるという形で検討しておりますので、どうぞ御理解のほどお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（久保谷実君） 町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に，圏央道阿見インターチェンジのアクセス道路整備推進についての御質問にお答えします。

まず，現在のアクセス道路，都市計画道路阿見小池線ではありますが，この整備状況についてであります。当該アクセス道路は，県道土浦竜ヶ崎線のバイパスという位置づけで，茨城県の事業として整備が進められております。

当該道路の整備は，牛久市内から圏央道，まだ今の時点で仮称ということになっておりますが，阿見インターチェンジに向けて進められており，岡見大橋南側分岐点から国道408号線までの区間については，今年度末の供用開始が予定されております。

町内区間につきましては，牛久市界からインターチェンジまでの区間において現在用地取得中で，取得率約80%となっており，この区間の整備完了は，現在のところ平成21年度内の予定で進められております。また，インターチェンジ周辺につきましては，圏央道の開通予定に合わせ，現在の県道土浦竜ヶ崎線から直接インターチェンジの出入りができるような形態で整備が進められております。

さて，御質問の「これまでの町の取り組み経過と今後の取り組み」についてであります。

まず，これまでの町の取り組み経過であります。町では，アクセス道路の早期整備のため，事業主体である県に対しまして施策及び予算編成要望，県議会に対する早期整備要望などを継続して行ってきましたが，これ

らの要望に対しては町議会のほうからも御支援をいただいております、感謝しているところであります。

次に、今後の取り組みについてであります。当該アクセス道路の中でインターチェンジより北側の小池地内に、昭和40年代初期に、民間により山林分譲された区域で、筆界未定のため道路用地が確定できない区域があり、整備を進める上で大きな課題となっているのは御指摘のとおりであります。

したがって、町としても用地を確定するために必要な地権者調査や測量調査等について、竜ヶ崎土木と協力してきたところでありますが、残念ながらまだ最終的にこの整理がついていないというのが実態であります。

また、これまで行ってきました要望活動を継続するとともに、新たに来年度から竜ヶ崎土木事務所管内4路線整備促進期成同盟会において、当該路線を早期整備路線として加え、さらに要望活動を強めていく予定であります。

いずれにしても、この事業は県が事業主体でやっているという、この辺が非常に難しい要素があるわけです。御承知のように、今、茨城県が、各市町村それぞれ厳しい財政状況にあります。特に県の財政事情が厳しい、そういう状況の中で進めなければならない、その辺のところ非常に難しい状況になっているわけでありまして。

次に、整備完了の時期であります。町としても圏央道の供用開始に伴い、当該アクセス道路が広域交通を担う重要な路線であると認識しております。荒川沖寺子線や南大通り線、及びその他町道との道路ネットワークづくりがこのことによってできることから、早い時期の整備ができるよう重点的に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解と御支援のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君） 20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） まず最初に、公民館の関係なんです、ただい

まの教育長の答弁は、これまで貸し館規定として阿見町内の住民と町外の住民が混在する団体にあつては、阿見町民が70%以上構成員がいなければ貸し出しはしていなかったということ、50%以上ということに改めたということですよ。

それと、もう1つの質問の、町外者が過半数になっちゃっている団体等の申し込みについてはどうかということについては、答弁がなかったと思います。私は、先ほど述べたように、財政的な観点からしても町外者との混在している団体も優先順序をちゃんと確保して利用させるべきだと、維持管理費を少しでも浮かすという観点でそうすべきだということに考えているわけですが、答弁がなかったと思いますので、審議会の中でこの点についてはどんなふうに協議をされたのか。教育長、町のほうはこの点でどういう考え方を示してリードをしていったのか、その辺のところについて回答を求めます。

それから、圏央道の小池阿見インターの整備についてでございますけれども、本来は来年の3月に、圏央道開通と同時にこのアクセスも整備が完了し供用開始になるということであったわけですが、現実には非常に大幅におくれている。その原因は、昭和40年代前半、3ヘクタールの山林開発をやったその会社が倒産をして、全部筆界未定地になっている。その地権者は80名に及ぶ、境界を決定するために県としてはこれの追っかけをやってきたわけですが、現在でも13名の方が行方不明といいますが、地権者のところにたどり着かないということになっていて、県で予算がついたとしても着手できないということになっているわけです。

ですから、予算をつけるということは前提ですが、その予算をつける前に、この問題を解決しなければ永遠に予算はつかないわけで、この筆界未定地を何としても解消していくということだと思います。

これまでの経過は、竜ヶ崎土木としては、アクセス道路に面した部分の地権者の境界確定をすれば、法務局のほうは受け付けてくれるだろうとい

うふうにやってきたわけですが、3ヘクタール全区域の80名の地権者の筆界未定地が解消されない限りだめだということで、法務局で受け付けなかったわけです。阿見町に対して県は国土調査、ミニ国調をやって何とか決着を図ってもらいたいという要請をしてきたんですが、阿見町は予算がないからそれはできないということで来てしまっていると。我々が県土木のほうにこれまで何度か足を向けても、予算がなかなかつかない、人手が足りなくて、なかなか調査ができないということで現在に至っているんです。

問題ははっきりしているんですよ。あと残された13名の地権者をはっきりさせて、この境界を画定することなんです。そのことを県か、町か、予算を組んで、例えばこうしたことの専門業者がいますから、そういうところに委託をして、早くこの問題を解決するということだと思います。

県に業者に委託する金がなければ、町が立替え払いしても、私はこの処理は早急にやっていくべきではないかというふうに考えています。せっかく圏央道ができながら、最も大事な小池インターからのアクセスができないなんていうことをこれ以上放置することは私は絶対にできないというふうに思っています。

そういうこととして、ぜひともこれまでの県に単に要望するだけでなく、阿見町が積極的に動くという形でこの筆界未定地の境界確定をして、圏央道のアクセスの早期の整備促進を図っていただきたいというふうに思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長（大竹利一君）　それでは、最初の公民館の利用についての内容でございますが、確認したいと思います。先ほど教育長の答弁にありましたように、基本的には認定団体につきましては70%以上の町民であること、これは前と変わりございません。ただ、先ほど2点目にありますよう

に、町外者、それから町の混在している割合が50%を超えるというような表現をしておりますけれども、一応50%以上の方は優先順位または貸し出しできますということで御理解いただきたいと思います。それには町の人を優先しながらも、それなりの応分の使用料を払っていただくと、そういう考えでございます。

それから、このことにつきましての審議会等の経過ということもございまして、11月に公民館運審等を開いております。その中で、この混在者の関係についてもいろいろな意見が出たようですけれども、70%をもっと緩やかにしてもいいんじゃないかという意見もあるし、また町としての公民館でありますので、それはやはり守るべきだという意見もありました。そういう中で、今回の70%については、認定団体につきましては従来どおりということになりまして、それ以外に混在する団体等が10名以上の方が使う場合には、50%以上であれば貸し出ししていきましようというのが今回の回答でございます。

○議長（久保谷実君） 都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君） この阿見小池線の沿線の中での課題として筆界未定があると、その部分についての町としての取り組み姿勢ということですが、まずこの阿見小池線の、さっき町長も言いましたけれども、重点路線、これは実際には重要路線というふうに位置づけて考えております。

さっき整備時期には触れませんでしたけれども、要望、いつごろ整備ができるのか、開通できるのかということについては触れることがありませんでしたが、それについては、議員御存じのように、圏央道、千葉県境、東関道と接続ですね。それから、片方は筑波を通して埼玉県境、これは平成24年度の開通を目標として進めることとなっているわけです。そうすることによって東関道、それから北関東自動車道、東北自動車道、いろいろな意味での高速道路ネットワークがここで画することができるということ

から、実際阿見町はこの路線について、やはり平成24年度を目標に整備していただきたいということで、これから要望活動を続けていくということで、町としての考え方はできております。

しかし、障害や課題となっている部分がありますが、この部分について先ほど議員は、筆は170筆ありますけれども、80人がいると。実際はもっとふえております。そのうちのわからない人が13人いるということですが、その辺の状況も若干変わってきているわけです。これは、阿見町もこの路線が重要な路線という位置づけをしているわけですから、これから進めるにおいて、先ほど竜ヶ崎土木事務所に協力してという言葉がありましたけれども、実際には共同して進めていきたいと。これは阿見町も「代位原因」という言葉がもうすぐできますので、直接それでいろいろなことができるということになっていますので、これはやはりそういった阿見町の目標に向かって、24年という開通を目指してこれからも進めていくには、この辺は当然のことながら、私が答えるのもおかしいんですけども、これは経済建設部の所管になってくるわけですが、でもその辺は経済建設部と都市開発部、完璧な共通認識を持っておりますので私も答えさせていただきますけれども、そういうことで進めていく、そういう気持ちで現在も取り組んでおります。

以上です。

○議長（久保谷実君） 20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） 公民館の関係なんですけど、公民館審議会には教育長は出席なされたんですか。やはり阿見町の今の施設の状況からして、私の言っている町外者が混在する団体にも門戸を開くというようなことについて、教育長はどういう見解を会議の中で述べて、皆さんの理解を得るような努力をされたのか、議事録がちゃんとあるだろうし、どんなふうにそこは教育長はリードしたんですか。

それから、圏央道の関係なんですけど、部長の答弁に少し圧倒されている

わけですが、それは並々ならぬ決断をして、この圏央道の小池アクセスについては整備を図っていくということだと思います。そういう意欲と決意を持って、絶対に先延ばしにならないようにやっていただきたいというふうに思います。

1つ提案があるんですが、県のほうの予算を早くつけさせていく、そういう手段として、小池インター周辺、中根開発、これも国の機構改革の中でオジャンになっていますが、規模を縮小させて、今の経済状況であるならば民間開発ということで面整備を考えていくことが県の予算ランクを、この路線が第一に県のランクを持っていく手だてだというふうに思います。

筆界未定地についても、物流センターであるならば、今の調整区域であってもインターから1キロ以内、道路幅員が9メートル以上であれば、町が地域計画をつくれれば、物流センター、いわゆるトラックターミナルやそれに関する加工場とか、そういった施設が建設できるんです。こういう手法を設けて筆界未定地を民間会社にそっくり買ってもらっちゃおうと。そういうことで、いわゆるお金を捻出して、お金を県があまりかけないようにしてこの問題を乗り切っていくというような、小池インター周辺の面整備というものを考えていくと、こういうことが非常に現実的なものにしていく手法だというふうに考えますので、これは特別答弁を求めなくてもいいですけれども、そういう考え方をしっかりと頭に置きながら、この圏央道の小池阿見アクセス早期整備実現に向けて努力をしていただきたいというふうに思います。

先ほどの公民館の審議会に教育長が参加したのかどうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君。

○教育長（大崎治美君） 今、ここに私、記録を持っていませんので確定したことは言えませんが、何か所用があつて欠席したかと思います。私もこの身でございますので、幾つかの1つの日に行事がございますれば、

必ずしも出られるとは限らないというのは御存じかと思います。そのような場合には、当然前に公民館長または次長，生涯学習課長とそういうのを十分打ち合わせしまして，私の意向は十分に伝えてあります。だから，その会議では私の意向が十分伝えられているから今のような次長の答弁になっていると，そういうふうに認識しておりますので，今後ともそれは御理解願いたいと，かように思います。

○議長（久保谷実君） 20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） 教育長が欠席をされた。それはそれでどのような用事があったんだかわかりませんが，それ以上の用事があったというふうに解釈すれば仕方がない話ですけれども，私が言っているのは，町民が70%以上その団体にいなければ貸さなかった形を，50%以上ということで改定した，これはよろしいと，大変な結構なことだと思いますが，それじゃあ，過半数町外者がいる団体の場合には貸し出しはしないということになっているわけですから，この点で私は貸し出しを行うようにという前回から質問しているわけで，この点で教育長はどのように部下に指導をして会議に臨んでいたのか，それをはっきり，教育長が出なくて指導しているんですから，指示を出しているんですから，それを答弁してください。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君。

○教育長（大崎治美君） 今の，先ほど答弁したので十分理解できているんだと私は解釈しているんですけれども，まだ理解できていないようなので改めて繰り返しますと，第2点の質問で，50%以上ということで答えているわけです。その前段に，やはり建設費を初め運営費等は町民の税金で賄われていると，そう申し上げていますので，やはり町民が最大限利用できるような環境をつくるというのが我々の役目でございますので，いろいろの方に伺っても，その審議会でも私はそれは話していません。外部の方

が入った場合はどうだということは、この数字であらわしてある以上は申していません。また、今から先、審議会はまだ2月なり3月なりにありますから、そこで「いや、やはり町民のほかにも外部団体に利用させろよ」というような声がかかなり強く出たり、また質問者みたいな方が強くいろいろな形で出てきた場合に、強いというのはちょっと言葉がおかしいですけども、私のほうに、または審議会上に、または次長にと、それぞれの立場にそういう要請がありましたときは考えるということできたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷実君） 20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） 教育長、教育長の答弁を理解していないという話は撤回させてもらおうよ。私のどこが理解していないんだい。私はこれまで70%以上の町民がいなければ貸し出しをしないというのを50%以上に改めた、そのことは大変結構ですと。

しかし、町外の在住者、町外の人たちが過半数になった場合はどうなのかと、このことについても貸し出しをするようにと。それは町民の組織との優先順位をちゃんと確保して貸し出しをするようにと、9月からその質問をしているんですよ。その私の質問を理解していないのは教育長、あなたでしょう。質問をされているのに審議会上に何で諮らないんだよ。そうでしょう、諮っていないよ。〔「今はできないって言っているんだから、何をおまえは言っているんだ」「議長、もう質問をやめさせろよ」「もう4回目だよ、質問」と呼ぶ者あり〕それじゃあ、教育長の今ほどの答弁は、その件については審議会上に指示をしなかったと言っているでしょう。求めなかったと。審議会上に出てきた、出てこないって、教育長としてどういう指示をその件についてしたのかと。議会上でこういう質問も出てると。町としてはこういうふうな考え方だということで、審議会上に対して教育長の意を受けて代わりの者が、教育次長か公民館長か知らないけれども、ちゃ

んと審議会でそういう発言をしたんでしょ。それをしないという話をしているんですよ、教育長は。そのことについてはしないと。しないというのは、これは私の質問を全く軽視していることになるんですよ。それは認められませんよ、そんな話は。ここで質問をしているのに、審議会に全くそれを諮っていかないと。ただ審議会ではそういう話も出たという話でしょう。それとこれは全然違う。

教育次長、どうなんですか、それ。そのことをはっきり言ってください。後で議事録も見せていただきますけれども、もう一度はっきり指示されているのかどうなのか、その点について教えてください。

○議長（久保谷実君） 教育次長、最後の答弁にしてください。

○教育次長（大竹利一君） その前に、荻島さんに確認したいんですけども、先ほど答弁の中で70%の利用につきましては認定団体という団体、教育関係をやる団体につきましては70%以上の方でないとは認定団体になりませんよという考え方は従来どおりであります。けれども、それ以外で2番目の質問にありますように、50%を超える町外者と町内者の混在団体につきましては、10人以上の団体であって、50%以上の方の町民であれば、それ以外の方であっても50%以上の町民の方がいれば有料で貸し出しすることはできますという答えを今しているわけです。ですから、その辺のところをちょっと勘違いしている部分もあるのかなということで、今再確認しているんですけども。

ですから、認定団体につきましては70%を50%まで下げて認定団体としますよという答弁でございませぬので、あくまでも今、公民館活動でやっている認定団体につきましては、70%以上の方の町内の方がいる人が認定団体として公民館は使えますよというのは変わりございませぬ。それ以外の、議員さんが質問している50%を超える場合については、今までも70%ないと貸し出しできませんけれども、今度、認定団体以外の団体で10人以上で町外者の方が50%を超える場合は貸し出しをしたらどうだという提案

でございますけれども、それについては50%以上の方が町民の方であれば貸し出しはできますよということに変えましたので、その辺のところの区分がありますので御理解いただきたいと思います。

○20番（荻島光明君） 違うよ，教育長がそれを伝えたか，伝えないかということを知っているんだから，それについて教えてください，教育次長。そのところがはっきりしない。

○教育次長（大竹利一君） 審議会等につきましても，このことについては提案をいたしまして，意見を聞く場所としました。

事前に，打ち合わせの中では，教育長よりそういう内容で話をしたいということは伝わっております。

以上です。

○議長（久保谷実君） これで，20番荻島光明君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（久保谷実君） 次に，日程第2，休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により，12月15日から12月21日までを休会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（久保谷実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後0時01分散会

第 4 号

[ 12 月 22 日 ]

## 平成18年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成18年12月22日（第4日）

### ○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
16番	大野	孝志	君
17番	櫛田	豊	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

### ○欠席議員

11番 吉田憲市君

15番 倉持松雄君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二君
助	役	大崎誠君
教 育	長	大崎治美君
消 防	長	木鉛章君
町長公室	長	糸賀富士夫君
総務部	長	石井定夫君
民生部	長	瀬尾房雄君
経済建設部	長	臼田計律君
都市開発部	長	渡辺清一君
教育次長		大竹利一君
消防次長兼消防課長		大津力君
総務課	長	湯原恒夫君
企画課	長	坪田匡弘君
財政課	長	松本功志君
国保年金課	長	野口静男君
経済課	長	黒井寛君
下水道課	長	古徳真二君
水道事務所	長	横田充新君
生涯学習課	長	宮本寛則君
副参事兼中央公民館 長 補 佐		松谷正行君

○議会事務局出席者

事 務 局 長 栗 原 繁 樹  
書 記 山 崎 貴 之

## 平成18年第4回阿見町議会定例会

### 議事日程第4号

平成18年12月22日 午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第79号 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定  
について
- 日程第3 議案第80号 阿見町個人情報保護条例の制定について
- 日程第4 議案第81号 阿見町情報公開条例の一部改正について  
議案第82号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第83号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について  
議案第84号 阿見町立公民館の設置，管理及び職員に関する  
条例の一部改正について  
議案第85号 阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例  
の一部改正について  
議案第86号 阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する  
条例の一部改正について  
議案第87号 阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関す  
る条例の一部改正について
- 日程第5 議案第88号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号）  
議案第89号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正  
予算（第3号）  
議案第90号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補  
正予算（第3号）  
議案第91号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計

補正予算（第3号）

議案第92号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計  
補正予算（第2号）

議案第93号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算  
（第3号）

議案第94号 平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第  
2号）

日程第6 議案第95号 18国補下1-6・18単下1-3荒川本郷地  
区調整池築造合併工事請負契約について

日程第7 議案第98号 茨城県後期高齢者医療広域連合の設置について

日程第8 議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調  
査について

午前10時00分開議

○議長（久保谷実君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ここで、経済建設部長より発言を求められておりますので、それを許します。

経済建設部長 臼田計律君。

○経済建設部長（臼田計律君） 12月13日の藤井議員の一般質問の答弁の中で、説明が不十分なところがありましたのでお答えいたします。電柱の設置につきましては、東京電力及びNTT等と、なるべく民地を借りて設置するよう指導しておりますが、民地の承諾がどうしても得られない場合には、道路法第32条の規定により道路敷の占用を認めております。電柱の役割は、電気の供給はもとより、電話線やケーブルテレビ、防犯灯、交通信号機など、公衆安全や地域生活の一部としてさまざまな目的に役立っております。

町道に関する電柱の移転であります。町は東京電力及びNTTと協定書等を締結しており、道路に関する工事に伴い、支障となる電柱の移設については、一般質問の答弁のとおり、道路法第71条第2項の1及び協定等の規定により、議員御指摘の町道内電柱の場合は無料となります。

しかし、今回のように、交通障害等を理由に申請した場合は、藤井議員の調査のとおり有料となります。また、議員御指摘の電柱は、町道敷と県道敷に建柱されております。そのうち、県道敷の電柱につきまして、阿見中学校長とPTA会長からの連名により、安全確保に関するお願いが教育長あてに出されました。これを踏まえ、町では茨城県龍ヶ崎土木事務所に電話で移転の確認を行いました。県は工事等による支障電柱の移転は行いが、交通障害等による電柱移転は行っていないとの回答であったため、教

育委員会で電柱の所有者であるNTTと移転の協議を行った際、以前に藤井議員から今回の県道の協議物件のほかに、町道の電柱も移転してほしいとの要望がされていることを情報を得ました。

そのことから交通安全を理由に県道、町道ともに移転要望書を教育長名でNTTに対し提出しましたが、改良工事が原因でないため有料となり、概算見積額の連絡を受けています。しかし、移転費用に対する町の負担が非常に大きいため、費用の負担を軽減できる方法を検討しております。また、県道敷の電柱につきましては、龍ヶ崎土木事務所に対応していただけるよう、働きかけをしていきたいと考えております。

以上、補足説明をさせていただきます。

○議長（久保谷実君） 本日の議事につきましては、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了解ください。

これより議事に入ります。

---

#### 諸般の報告

○議長（久保谷実君） 日程第1 諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

行政改革特別委員会委員長及び副委員長の変更について御報告申し上げます。

紙井和美君より委員長辞任願いが出されたため、12月14日付で千葉繁君が委員長に、藤井孝幸君が副委員長に選任されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 議案第79号 阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定 について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第2、議案第79号、阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る12月12日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員会委員長（紙井和美君） 皆さんおはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月15日午前10時に開会し、午前10時50分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の7名で、議案説明のため執行部より川田町長を初め関係職員14名、議会事務局3名の出席をいただきました。

初めに、議案第79号、阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し採決に入り、議案第79号、阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結し

ます。

これより採決いたします。

議案第79号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第79号は原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第80号 阿見町個人情報保護条例の制定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第3、議案第80号、阿見町個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る12月12日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○総務常任委員会委員長(紙井和美君) 次に、議案第80号、阿見町個人情報保護条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、けさの新聞に学校給食費延滞の督促のため、給与を差し押さえるのに、その保護者の職業、会社名が個人情報保護条例によって守られており、先に進めないとの記事が載っていました。当町でも、このような場合、個人情報保護に入るのかどうか、また今後役所のあらゆる職務の中で調べることができない不便が生じてくるかと思えますが、それに対し町はどのように対応していくのかとの問いに対し、学校での保護者の個人情報もこれに入ります、現在においては、条例どおり執行する以外にありませんが、これらを含め、この件に関しては、全国的に難

しい問題となっており、当町でも今後の研究課題と考えていますとの答弁でありました。

また、委員からは、要望として今後全国的にさまざまな議論がなされてくると思うが、一生懸命住民として責任を果たし、真面目に生活している人に被害がいかぬよう、また皆が平等であるよう、町としても十分に組みんでもらいたいとありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第80号、阿見町個人情報保護条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 以上で、委員長報告は終わりました。これから討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第80号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって議案第80号は原案どおり可決することに決しました。

---

議案第81号 阿見町情報公開条例の一部改正について

議案第82号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第83号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第84号 阿見町立公民館の設置，管理及び職員に関する条例の一部改正について

議案第85号 阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について

議案第86号 阿見町農業集落排水施設事業受益者分担金に関する条例の一部改正について

議案第87号 阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷実君） 次に，日程第4，議案第81号，阿見町情報公開条例の一部改正について，議案第82号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第83号，阿見町手数料徴収条例の一部改正について，議案第84号，阿見町立公民館の設置，管理及び職員に関する条例の一部改正について，議案第85号，阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について，議案第86号，阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について，議案第87号，阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について，以上7件を一括議題といたします。

本案については，去る12月12日の本会議において，所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長紙井和美君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員会委員長（紙井和美君） それでは，議案第81号，阿見町情報公開条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し採決に入り，議案第81号 阿見町情報公開条例の一部

改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第82号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第82号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして議案第83号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、広告、貼り紙、ポスター300円とありますが、ホームページに載せると手数料はどのようになるのかとの問いに対し、料金等については担当課で現在検討中であるとの答弁でありました。

質疑を終結し討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第83号、阿見町情報公開条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 83号。

○総務常任委員会委員長（紙井和美君） 間違えました。済みません、訂正させていただきます。議案第83号、阿見町手数料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） 皆さん、おはようございま

す。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

当委員会は、12月15日午後2時に開会し、午後4時29分まで慎重審議を行いました。出席委員は7名で、議案説明のため、執行部より川田町長初め関係職員21名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第84号、阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、公民館の使用体制について午前・午後・夜間と3つに分かれていたものを、2時間ごとに区切られたのかの問いに、従前の料金をそのまま、使いやすいように2時間単位に細分し、使用の皆さんに利便性を与えるためであるとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第84号、阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正については、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第85号、阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第85号、阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、産業建設常任委員会委員長櫛田豊君、登壇願います。

〔産業建設常任委員長櫛田豊君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（櫛田豊君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月18日午前10時に開会し、10時54分まで審議を行いました。出席委員は7名で、久保谷議長に出席をいただき、また議案説明のため、執行部より川田町長初め職員12名の出席をいただきました。

まず初めに、議案第86号、阿見町農業集落排水事業受益者負担金に関する条例の一部改正について申し上げます。

区域が違って負担金は同じなのか、またその地区に建った家で合併浄化槽を使っていない家屋は、全戸強制的に入るのかの質問に対し、地区により工事費が違ってくるので受益者負担金は変わってきます。また、使用料は同じ料金になります。基本額が3,000円で一人当たり250円、4人家族ですと4,000円プラス消費税です。また、この地域の中、全戸数が入らなければならないかといいますと、集落排水は公共下水道と違ひまして、当初事業に賛同いただいた方が参加していただくことになりまますとの答弁でございます。

以上で、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第86号、阿見町農業集落排水事業受益者負担金に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第87号、阿見町農業集落排水施設及び管理に関する一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第87号、阿見町農業集落排水施設及び管理に関する一部改正については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 討論なしと認めます。よってこれをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第81号から議案第87号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。

本案7件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号から議案第87号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第88号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第89号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第90号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第91号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第92号 平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第94号 平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（久保谷実君） 次に、日程第5、議案第88号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第89号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第90号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第91号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第92号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第93号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第94号、平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る12月12日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、議案第88号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち総務常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、財産管理費233万円の内容についての質疑があり、平成19年に予定している機構改革に伴い、課を移動するためのカウンターや間仕切り、パーティション等の備品購入費でありますとの答弁でした。

次に、指定統計調査の中で、工業統計調査事業の内容と統計をとって、町の行政にとってどのように反映されているのかとの問いに対し、この調査は、全国の製造業を営む事業所の1年間の活動の調査であります。具体的には、製造品額、出荷額、原材料使用額、従業員数やどのようなものを生産しているかなどを、毎年調査しています。これは町というより国レベルで、全国の製造業の状況を把握して、経済政策に使用するためであると

思われるとの答弁に対し、同じく農業調査や、また東部工業団地の問題等の業者に利点となり、阿見のPRに統計数字を利用できないかとの問いには、国で吸い上げたいろんな国勢調査なり農業調査もすべて統計調査は、数的に還付してくれますので、その数字に基づいたデータの使用はできるとの答弁でした。

次に、防犯対策事業の詳細についての質問があり、これは防犯活動に対する用具の申請があり、その補正ですが、種類は1行政区、反射型の腕章20枚、車両用のステッカー20枚、のぼり旗10基、防犯ベスト20枚、合図灯5灯で、一式交付で税込み価格でワンセット9万7,000円となりますと答弁。それに対し、セットでなくそれぞれの団体では必要なものが違うと思うので、先ほどの各枚数ではなく、それぞれ選んで、上限枠内で申請できますねとの質疑があり、補助金として地区ごとに9万7,000円と決めているわけではなく、標準的セット価格として大体必要なものをメニューとして選んで出したものであります。しかし、行政区の大小やその団体のニーズも異なり、それぞれが合ったものの要望をできる限り受け入れて調整し、また町としても例えば腕章等につきましては、上限を決めて実施していきたいと思いますとの答弁に対し、各種団体、PTAにも周知徹底を願うとの要望がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第88号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち総務常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） それでは、議案第88号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、国民健康保険の繰出金が490万7,000円の減額と、保険基盤安定繰出金についてお尋ねしますとの問いに、国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から国保の特会の方へ繰り出すもので、主に職員給与、さらには委託料の契約差額ということです。また、保険基盤安定繰出金は、保険税軽減分と保険者支援分で平成18年度の申請額の交付が決定したことにより増額して特会の方へ繰り出したという答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第88号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第89号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、一般管理の中で、レセプト点検委託料に関し、被保険者がかかったレセプトの委託料、このレセプトの点検の中では、例えば医薬品、ジェネリックを使った場合どのくらいあったか、差額の点検はできるのかの問いに、ジェネリックに関しては、レセプトの点検の方で、これがジェネリックということはまず難しいと考えておりますとの答弁です。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第89号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第93号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、介護予防、特定高齢者施策事業費の中で、通

所型介護予防事業の560万円のうちで、賃金399万3,000円、75%の減額の理由についてお尋ねしますとの問いに、通所型介護予防事業は、平成18年度当初開始に向け、昨年度県が説明会を重ねてまいりましたが、国の予算編成時期が11月ということで、国の指針説明であり、この時点では通所型事業への参加を勧奨すべき人を選定するに当たり、市町村は対象者に対して、生活機能の聞き取りを行い、その時点で年明けに示された国の指針では、対象者の把握に関しては介護予防健診、基本健診を受診し、医師の判定報告書が必要になってまいりました。このため、町の医師を仰ぐには、9月から始まった総合健診、基本健診事業を待つか、医療からの報告を待つかどうかを選択する、このため、事実上平成18年度当初から事業開催が難しくなり、この間さわやかセンターでは、健康教育事業の参加呼びかけ、事業の説明を行い、基本健診は12月13日で終わり、これに向けて19年1月に向け、通所型養護事業を開催し、健診が終わった時点で結果が出ますので、一般高齢者、それに特定高齢者で事業を進める前提的な予算、ここまでの9カ月分が減額することになったわけです。結果待ちということで、事業が進まなかった一つの要因であるとの答弁です。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第93号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、産業建設常任委員会委員長櫛田豊君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長櫛田豊君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（櫛田豊君） それでは、先ほどに続きまして御報告申し上げます。

議案第88号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち産業建

設常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、都市計画事務費委託料409万5,000円が減額になっているのが質問に、これは地図の作成費で、契約差金ですとの答弁でございました。

また、土地区画整理費で、各区画整理事業を行っているわりにはなかなか人口が増えていないのはなぜかの質問に、保留地を販売してみますと、7割から8割の方が町内の方で購入されています。残り二、三割が町外となっております。また、ことし、本郷一地区の保留地を販売してみましたところ、今まで20区画ほど売れておりますが、約半分は町外の方になっています。今後は、地区外の方々にもPRをしながら、努力をしていきたいとの答弁でございました。

以上で、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第88号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第90号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、保守点検委託料が2,362万5,000円という数字になっておりますが、これはどこに委託をするのか、あるいは競争入札にこれからするのかの問いに、保守点検委託料でございますが、阿見町の追原に中継ポンプ場がございます。それと、阿見町の公共下水道で供用開始している部分で下水道のマンホールがございますが、そのマンホールの中にポンプ施設を入れている箇所が9カ所ございます。そのポンプ場の保守点検またマンホールポンプの保守点検及び流量等の算出計がございます。その算出計の維持管理費でございます。

それと、調査保守点検の委託料につきましては、指名競争入札でと考えております。

また、指名競争にはどのくらいの会社が参加するのでしょうかの問いに、この委託料につきましても金額等によってその業者の選出する数が変わってきます。大体3社から5社の中で選出をいたしますとの答弁でございました。

また、吉原インターチェンジが来年供用開始で、周辺開発を県が造成工事を進めているのですけれども、下水道また上水道を含めてですけれども、現在どのようになっているのかの質問に、今年から契約に入りまして、工事を実施いたしております。それで2カ年で計画していたので、契約差金等がございます。18年度に東部工業団地から吉原インターチェンジの区画整理事業まで接続します。区画整理の中につきましては、茨城県の下水道課の方と委託契約を結びまして、中の整備を県の施工によって行います。

インターチェンジ周辺の県の事業区域については、3期に分けて事業を行うと聞いていますが、その本管ができるのはいつごろになるのかの問いに、吉原インター周辺開発は3期計画で進めております。今、行われているのは、1期工事ということで行われていますが、現在その1期工事に対応する下水道管ということで、東部工業団地から吉原区画整理事業まで考えております。計画につきましては、その1期、2期、3期すべて取り組み流量計算は東部工業団地まではできております。今からすぐに雨水管を接続するということがなかなか難しいという情報を得ていますので、まず第1期工事の分を公共下水道の方に流せるような流量の管を現在はつくっております。2期、3期につきましては、新たに吉原に大きなポンプ場をつくるしかないと思われまして。そのポンプ場施設等を考えながら、改めてもう1場ふやしていく計画で公共下水道の計画をつくっておりますとの答弁でございました。

以上で、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第90号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第91号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第92号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、債務負担行為の中の維持管理費が1,200万円とありますが、公共下水道が28万8,000円と安いのに、農業集落だけなぜ高いのかの問いに、維持管理委託料ですけれども、これは農業集落排水施設での平成19年度、来年にかかる費用の限度額の設定でございます。

それから下水道の方の半分以下だと思いますが、私どもの場合、小池地区の集落排水施設の污水处理施設、浄化槽がございます。それから君島、大形地区の污水处理施設、これもまた浄化槽がございます。さらに、小池地区で中継ポンプが17カ所、君島・大形地区で中継ポンプが14カ所、それと単独浄化槽が30人槽、40人槽の浄化槽が2個ございます。これの点検ということになります。施設規模は小さいのですけれども、公共下水道と違い、私どもは浄化槽の維持がありますので、金額がかさばるという答弁でした。

以上で、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第92号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第94号、平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、補正予算の収入が30万5,000円減額されているが、なぜなのかの問いに、人件費の扶養手当の減に伴う減でございますと

の答弁でした。

以上で、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第94号、平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第88号から議案第94号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。本案7件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号から議案第94号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第95号 18国補下1-6・18単下1-3 荒川本郷地区  
調整池築造合併工事請負契約について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第6、議案第95号、18国補下1-6・18単下1-3 荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る12月12日の本会議において、所管常任委員会に付

託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長榑田豊君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長榑田豊君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（榑田豊君） それでは御報告申し上げます。

議案第95号、18国補下1－6・18単下1－3荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約について申し上げます。

質疑を許しましたところ、全面積が9.4ヘクタール、今回1.4ヘクタールということで、同じような面積で工事を進めていくと、8回くらいの工事になると思うのですが、総額で幾らになるのか、そのうち町負担が幾らになるのかの質問に、もとい、また関連することですから乙戸川の改修工事の状況について聞きたいと思えますとの問いに、第1期工事として9.4ヘクタール、そのうち今回1.4ヘクタールを行う全体の工事費です。調査設計費、用地の買収費、調整池の築造費と3つに大きく分けてございます。調整池につきましては、平成22年度を完成目標として現在工事を進めています。全体の事業費といたしましては、23億7,500万円を予定しております。その内訳といたしまして、国費が約2分の1、50%補助でございます。全部が補助事業で行われることはできませんので、単独費用を除きまして、11億5,380万円を補助と考えております。単独費につきましては、事業費の95%を起債の対象といたします。10億9,900万円を起債額と考えている、町単独費といたしまして、1億2,200万円を予定しております。

また、建設課より乙戸川の整備改修がおくれておりますことを十分認識しております。今後は牛久市も含めまして再度検討をし、県あるいは国の方にできれば要望していきたいとの答弁でございました。

また、第1期工事ということは2期工事もあるのかの問いに、荒川本郷地区の調整池の面積ですが、先ほど9.4ヘクタールというのは、第1期工事ということで申し上げたと思えます。それで全体の面積は11.4ヘクタール

ございます。この調整池の流域ですが、本郷第一区画整理事業の53.7ヘクタール、それと荒川本郷地区の219ヘクタールをカバーできる調整池として全体計画をつくっております。その中で、すぐには市街化、家が建ち並ぶということは考えられませんので、まず暫定的な形で第1期工事ということで考えております。

当分の間は、第1期工区の調整池の中で処理は考えられると思います。将来的にもう少しビルドアップが進むという段階になりましたら、第2期工事まで実施、実際に工事を行うということでございますとの答弁がありました。

また、私どもの手元に入札調書というのをいただきました。この調書を見ますと、すごく数字がそろえてあり、何かすごく作為的に見えるのですが、このきっちりした数字の減っている部分というのは、どういうところで減っているのかの問いに、工事につきましては、条件付一般競争入札ということで、かなり広域の業者に参加していただいて、競争入札で落札しております。入札の公正、透明性、公平性を実現するために、阿見町も予定価格の事前公表をして、130万円以上は予定価格を公表しまして、それによって入札参加していただくということでやっております。その結果、どうしても予定価格に近い数字が出てくるということで、結果的に並んでいるように見えるかもしれませんが、予定価格そのものは、かなり町としても設計価格から検討した上での設定でございます。そんなに差が出ない形にも結果的にはなっていますが、談合とか、そういうことは断じてないと信じて、入札業務を執行しているところでございますとの答弁でございました。

以上で、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第95号、18国補下1－6・18単下1－3荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） 議案第95号、18国補下1-6・18単下1-3荒川本郷地区調整池の工事請負契約について賛成討論いたします。

しかしながら、賛成の討論をするわけですが、今後の工事について、2つほど注文がありますので、あえて討論をいたします。

ただいまの委員長の報告にありましたように、この調整池の工事は、第1期工事ということで、総面積9.4ヘクタール、総額23億7,500万円、平成22年度までに完成するというので、その一部、乙戸川につながる場所の一番端末の工事ということで、これは当然やらざるを得ないということで、賛成をするわけですが、今後の工事、毎年、平成22年までやっていくということなんですが、本当にこれだけの第1期工事だけで23億円です。町の持ち出しが半分あるわけですがけれども、本当に荒川本郷地域の今後の人口の張り付け状況を考えると、この工事がそこまで必要なのか、非常に疑問が残るところでございます。そういうこととして、来年度の新たな事業に当たっては、その必要性というものを十分に再検討して、議会が納得できるような形で説明をして、工事を計画してほしいと思います。

それから、第2期工事まで含めて、11.4ヘクタールの調整池が必要だと。これは乙戸川の河川改修が進んでいけば、そうした大面積の工場の必要性はないわけで、やはり町としては、他の市町村と本当に懸命に国・県に陳情して、乙戸川の河川改修というものを推進されるよう、強く、一生懸命努力していただきたいと思います。

そういうことで、今後について2つほど注文させていただきましたが、今回の工事については、必要最小限の工事だろうということで、賛成をするわけです。

以上です。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第95号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第98号 茨城県後期高齢者医療広域連合の設置について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第7、議案第98号、茨城県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

本案については、去る12月12日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） それでは議案第98号、茨城県後期高齢者医療広域連合の設置について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、高齢者医療制度に移行するというので、第18条関係で負担割合で均等割10%、人口割が45%、高齢者人口割が45%、

それに医療給付に要する経費，それから保険料，他の交付金で運営するというのですが，町の負担で試算した場合，どのように変化するのか，説明をお願いしたいとの問いに，新たな独立した運営の仕組みは，平成20年4月からそうされますが，財政の運営につきましては，患者負担を除きました医療費1割相当額につきましては，高齢者からの保険料で徴収し，それと4割分につきましては国保，社会保険，さらには共済組合など各医療保険の加入者の割合により拋出していくのが40%，残りにつきましては50%で公費で賄うということで，国・県・市町村の方で4対1対1の割合で負担していくということで，全体の広域連合の財政運営ということで，全体で見れば国保の加入者より社会保険，共済の多く，加入者割合でもっていった場合の方が国保の負担は少なくなるであろうと想定され，今現在のどのくらいの金額であるかはまだわかっていない状況であるという答弁でした。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第98号，茨城県後期高齢者医療広域連合の設置について，賛成者多数により原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

〔「討論があったでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 済みません。委員長，そこを訂正願います。

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） 大変失礼いたしました。

それでは，最後の部分の議案第98号，茨城県後期高齢者医療広域連合の設置について反対討論がありました。賛成多数により原案どおり可決いたしました。

以上です。

○議長（久保谷実君） 以上で，委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 私は、議案第98号、茨城県後期高齢者医療広域連合の設置について、反対討論をいたします。

この後期高齢者医療広域連合については、12月5日の全協で、議員に執行部からの一応の説明はありました。しかし、その説明は極めて不十分です。その後、よく私の方でも見て検討をしてみたんですけども、要するに、この新しい後期高齢者広域連合は、いわゆる75歳以上の人が、今まで阿見町で言えば皆さん国保に加入しているわけです。今度はその75歳以上の人は国保からすべて脱退すると、そして新しい広域連合に入る。執行部の説明では、公費負担は国が12分の4ですか、それから市町村が12分の1、県が12分の1となっていますけれども、それで50%負担するということを行っていますけれども、一番の問題は、今度は抜けた人が入って、保険料を新たに加入者から徴収するということですよね。

今まで、75歳以上の人は保険料は徴収されていなかったんです。世帯主が払っていたわけです。昨年から医療費の負担10%、医者にかかった場合は10%負担ですけども、今度新しい広域連合は、組合員になればその医療費の2分の1の10%を今度は組合員が払うという制度になるわけです。これは新たなお年寄りに対する負担増になるわけです。それで、私はそのパーセントで10%負担ということ、阿見町に置きかえた場合はどんなふうになるのかなど。これは概算で考えてみても、今、阿見町の老人医療会計は医療費の支出ですよ、ほとんど、これが年間30億円です。30億円のうち、公費負担が50%ですから15億円になるわけですね。その15億円、半分の10%が加入者負担ということになると、75歳以上のお年寄りが、新たに1億5,000万円払うしかないわけです。これはことし高齢者の控除、高齢控除が税金なくなりましたね。それで一般質問で幾ら余計に払ったのかと聞きましたら、お年寄りが、これは65歳以上ですけども、それだけで町で

5,300万円も増収になっている。それから考えると、今度はまたお年寄に平成20年以降、1億5,000万円も負担をかける。これは、今のいわゆる福祉制度から言って、私はまるっきり逆行するのではないかと思うんです。

その徴収はどんなふうにするかと言ったら、年間15万円以上年金をもらっている人からは天引だというんです。今、一番制度的に少ない年金というのは国民年金なわけでしょう。国民年金は年間たったの69万円です。それが、65歳からもらってそうですから、60歳からもらっている人は、30万円とか40万円になるわけです。そういう低額の年金の人からも新たに天引する。これは厚労省の試算でも一人当たり全国平均で7万2,000円になるということを言われているんです。今、介護保険が天引されているわけですが、それでも、それと合わせると、平均で毎月1万円は天引される。そうしたら、例えば年金30万円もらっている人は12万円天引されちゃうんですね。それで暮らしていけるのかなと思います。そういうことを考えると、新たに広域連合をつくるということについては、私は今まではとってなかったわけですから、その10%負担というのは、悪税というか、悪負担増だと思います。だからそれについては、私は考え直す必要があるんじゃないかと。

それからもう一つの問題点は、広域連合という名前ですよ。連合議会をつくるわけです。阿見町でも、し尿処理とかいろんな、ごみ処理とかで広域連合をつくっているわけですが、これは当然負担するわけですから、負担するところの議会からは代議員が出るわけです。今度の広域連合はどうなっているかと言ったら、茨城県は、合併が終わって44市町村です。そのうち議員の定数は22名しかないわけです。半分の市町村しか、金は出してもこの論議に加われないというふうになるわけです。私は、こういうのは民主主義の制度にも反することだと思うんです。そのうち、22名の内訳はどうなっているのかと言ったら、12名は市町村長、それでそのうち12名が議会議員から選ぶと。そうしたら議会議員なんかは、早く言えば3分の1以下になっちゃうわけでしょう。そういう状態で負担をかける、

そういう議会が結成されるというのは大きな問題である。

それから新たに負担をかけられる75歳以上の人の意見をどこで聴取するのかと言ったならば、この規約の中にはそんなことは一つも書いてないわけです。だからこれから見ると、これは今年の6月に国が強行採決した法案に基づいてやっているわけですがけれども、国が12分の4ですか、出すということは、いわゆる国の主導でもってそういう料金とかそういうやつが決まるおそれがある。これは当然だと思います。阿見町の議会から代表が出るなんていう保証はないわけですから、保証がないのに、今、試算したら10%で、阿見町は1億5,000万円払うわけでしょう。今、阿見町で老人保健で国保税から払っているのは、聞いたら8億というふうになっています。それが加入者が減るから8億ぐらい減るでしょう。減るかもしれないけれども、9億から10億の金を出して、その広域連合の議会に阿見町の意見が入らないということになるわけですから、これは大いに問題である。

私は委員会でもっと論議をして、12月議会では決めるなど、これが決まるのは再来年の4月以降でしょう。まだ時間があるわけですから、私は慎重審議をして、その広域連合を新しく組織する場合に、阿見町からも各議会からも1人以上の議員が入るようにしないと、これは連合議会の体をなさないと思うんです。そういう点では、大体、10%負担するんだということをろくすっぽ説明してなかったでしょう。こういう大きな問題をろくに論議もしないで、今度の議会を通すということは、必ず75歳以上の人から批判が上がります。もっとやっぱり、審議をして、10%の負担とかそういうのもできないような、負担が軽くなる方向で連合議会をつくる。あとは議会も、阿見町からきちんと代表が出せるような保証をするということが私は必要だと思います。そういう点で、今回の議会での規約について採決することには反対をいたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第98号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」，「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷実君） 起立多数であります。よって議案第98号は原案どおり可決することに決しました。

---

議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査の件

○議長（久保谷実君） 次に、日程第8，議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長並びに各常任委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで、本定例会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 平成18年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、本定例会に提案いたしました議案につきまして、熱心な御審議の上、全議案とも議決いただき、また、一般質問を通して、さまざまな御意見をいただき、ありがとうございました。

今月15日に発表された日銀短観によりますと、我が国経済は中小企業にも明るさが広がるなど、緩やかな景気拡大の持続の状況が認められ、国内景気の拡大持続を確認する内容となっております。しかしながら、ここ5年近く景気が拡大基調にあると言われながらも、その要因の多くは一部の好調な輸出大企業に支えられている影響が大でありまして、従来の好況とは感覚が違い、地方においては特にその感が強く、本当の意味での景気回復の実感がないというのが正直なところだと思います。

地方自治体の財政状況を見ましても、地方税収入が回復傾向にあると見られている一方で、公債費の高水準の推移とか、社会保障関係経費の増大による財源不足、また三位一体改革による地方交付税の見直し、さらには税源移譲を含めた税配分の見直し、この効果というものがまだ不透明な状況にありまして、依然として極めて厳しい状況にあるところであります。

こうした状況にありまして、国では一昨日、平成19年度の予算財務省案が発表され、税収増を伴って地方交付税交付金が増大するとともに、年金など社会保障費の伸びや、国債の元利支払い費の増により、一般会計予算は2年ぶりの増加となる約83兆円となる中、現在当町ではこの辺の状況も踏まえまして、平成19年度の予算編成作業に入っているところであります。

当町におきましては、来年早々の阿見東インターチェンジまで開通する圏央道の波及効果として、阿見東部工業団地へ、今年だけでも3つの企業の進出が決まり、一昨日は小型ボイラー関係で日本トップ企業を目指しております日本サーモエナーの起工式があったところであります。

また、先般の全員協議会でも御説明しましたが、本郷第一土地区画整理

地内におきまして、大型ショッピングセンター用地の保留地売買契約がきのう締結されて、きょう、一部新聞に報道されておりますが、そういうふうにもいろいろな面で、将来に向けて明るい展望が開けつつあるところであります。

しかしながら、依然として厳しい財政状況下にあるため、これからも徹底した行財政改革を断行し、行政運営の効率化を図りながら、第5次総合計画に沿った生活環境の整備や福祉サービスの向上等、諸施策を推進し、活力のあるまちづくりに努力を続けていきたいと考えております。

今年も残すところ、あとわずかとなり、寒さも一段と厳しくなっております。どうか議員各位には、くれぐれも御自愛の上、よいお年を迎えられますとともに、来年もまた町行政に対しまして、さらなる御支援・御協力をいただきますよう、お願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

本当にありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（久保谷実君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位、並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成18年第4回阿見町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午前11時19分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 実

署 名 員 石 井 早 苗

署 名 員 藤 井 孝 幸

## 参 考 资 料

平成18年第4回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第79号 議案第80号 議案第81号 議案第82号 議案第83号 議案第88号</p>	<p>阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について 阿見町個人情報保護条例の制定について 阿見町情報公開条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 阿見町手数料徴収条例の一部改正について 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第84号 議案第85号 議案第88号 議案第89号 議案第93号</p>	<p>阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正について 阿見町コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）</p>

	議案第98号	茨城県後期高齢者医療広域連合の設置について
産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第86号	阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について
	議案第87号	阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第88号	平成18年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第90号	平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第91号	平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第92号	平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第94号	平成18年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第95号	18国補下1-6・18単下1-3荒川本郷地区調整池築造合併工事請負契約について

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成18年9月～平成18年12月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	12月5日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回定例会会期日程について</li> <li>・その他</li> </ul>
総務常任委員会	10月24日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
民生教育常任委員会	10月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
産業建設常任委員会	9月27日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
行政改革特別委員会	10月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の調査内容について</li> <li>・提言事項の整理について</li> <li>・新たな提言事項について</li> <li>・その他</li> </ul>

行政改革 特別委員 会	11月7日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員報酬関係調査の報告について</li> <li>・12月提言について</li> <li>・その他</li> </ul>
	11月22日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町ホームページ改善提言後の検証について</li> <li>・議員報酬関係調査の報告について</li> <li>・12月提言について</li> <li>・その他</li> </ul>
議会だより 編集委員 会	10月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第107号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	10月18日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第108号の校正について</li> <li>・その他</li> </ul>
全員協議 会	11月7日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>

	12月5日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の見直しについて</li> <li>・条例の制定について</li> <li>・行政改革大綱実施計画進捗状況について</li> <li>・本郷第一土地区画整理事業について</li> <li>・行政評価について</li> <li>・茨城県後期高齢者医療広域連合の設置について</li> <li>・その他</li> </ul>
--	-------	--------	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
土浦石岡 地方社会 教育セン ター一部 事務組合	10月23日	<p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の繰越について （平成17年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合繰越明許費繰越計算書）</li> <li>・ 土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合教育委員会委員の任命の同意について</li> <li>・ 平成17年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について</li> </ul>	<p>原案可決</p> <p>原案同意 かすみがう ら市 斎藤泰雄氏 小美玉市 小松 正氏 阿見町 高橋二三夫 氏</p> <p>原案認定</p>	<p>浅野栄子 難波千香 子</p>

<p>龍ヶ崎地方衛生組合</p>	<p>10月24日</p>	<p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 龍ヶ崎地方衛生組合行政財産使用料徴収条例について</li> <li>・ 平成17年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について</li> </ul>	<p>原案可決</p> <p>原案認定</p>	<p>大野孝志 吉田憲市</p>
<p>牛久市・阿見町斎場組合</p>	<p>10月10日</p>	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年第2回斎場組合議会定例会議案の概要説明について</li> <li>・ 運営状況の報告</li> </ul> <p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第1号）</li> <li>・ 平成17年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について</li> </ul>	<p>原案可決</p> <p>原案認定</p>	<p>岡崎 明 青山正一 小松沢秀幸</p>